

令和7～9年度

仕 様 書

委託業務名 クリーンセンター管理業務

## 仕 様 書

### 1 業務名

クリーンセンター管理業務

### 2 業務概要

本業務は、札幌市クリーンセンターを適正に運転管理し、し尿等の受入、処理し尿の圧送、し尿くみ取り申込の受付業務、清掃業務、草刈業務、除雪業務も併せて行う。

### 3 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### 4 業務従事日及び時間

(1) クリーンセンター運転管理業務の従事日は、土・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を除く毎日とする。

また、別契約の関連業者が行う定期整備や工事等が行われる場合は、土・日曜・祝日に関わらず立会を行うこと。

(2) クリーンセンター運転管理業務の業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(3) し尿くみ取り申込受付業務の業務従事日は、土・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を除く毎日とする。

(4) し尿くみ取り申込受付の業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 委託者が必要と認めるときは、従事日および従事時間を越えて延長業務を指示する。

ア 延長業務の種別は次のとおりとする。

#### ア) 延長業務1

し尿受入延長業務、故障対応業務、運転監視延長業務のうち知識と経験を要する業務

#### イ) 延長業務2

し尿受入延長業務、故障対応業務、運転監視延長業務、立会い業務等のうち経験者の指導の元作業する業務および簡易な業務

延長業務の対応は、原則2名で行う。

ただし、立会い等、簡易な延長業務は1名で行うことができる。

#### イ 延長業務の指示

※ 延長業務の指示があったとき、受託者は延長業務指示書（様式15）に基づき、受託者管理報告を行うこと。

※ 延長業務は15分単位とし、各月毎に時間数を集計し、30分以上の端数が生じた場合は、整数時間単位に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てるものとする。

#### ウ 延長業務の予定時間

・延長業務1

年間70時間

・延長業務 2

年間 70 時間

ただし、記載した数量は予定数量であり、その数量を保証するものではない。

## 5 業務履行場所

札幌市クリーンセンター

札幌市手稲区手稲山口 3 1 8 番地

## 6 施設概要

- (1) 敷地面積 8, 332 m<sup>2</sup>
- (2) 建築面積 1, 488 m
- (3) 建物構造 地下1階、地上2階、塔屋1階、RC・SRC・S造
- (4) 延床面積 2, 174 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内設備
  - ア 中央監視制御装置
  - イ 車路管制システム
  - ウ し尿等受入設備
  - エ 除渣設備
  - オ 脱臭設備
  - カ 受電設備
  - キ 動力設備
  - ク 給水・衛生設備
  - ケ 暖冷房設備
  - コ 照明設備
  - サ 防災複合盤
  - シ 電気錠

## 7 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

内容は別紙「クリーンセンター管理業務説明書」および「し尿くみ取り申込受付業務説明書」による。

- (1) クリーンセンター運転管理業務
- (2) し尿くみ取り申込受付業務
- (3) クリーンセンター清掃業務
- (4) クリーンセンター草刈業務
- (5) クリーンセンター除雪業務

## 8 業務従事者配置区分

クリーンセンター運転管理業務の履行には、(1)～(3)に示す技能を有する技術者を各1名配置するものとし、業務経歴書を契約後速やかに委託者に提示し、承認を受けること。

(1) 保全技師II

受電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並び作業等の指導の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者

(2) 保全技師補

ア 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験10年以上15年未満程度の者

イ 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者

(3) 保全技術員補

ア 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者

イ 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者

※令和5年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務積算要領」に準拠する。

9 業務責任者等

(1) 業務の履行にあたり、受託者は業務従事者から業務責任者を定め、委託者に業務経歴を添えて書面にて通知するものとする。

業務責任者を変更したときも同様とする。

(2) 業務責任者は、業務従事者に作業内容及び業務主任の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(3) 業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときに、その業務の代行を行う副責任者を定めなければならない。

副責任者は、同等施設での実務経験を有する者から選任する。

(4) し尿・汚泥再生処理施設技術管理士など一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理士（コースは問わない）の認定証を有する者を業務責任者として配置し、廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定する維持管理の基準に準じて従事者を監督し技術指導を行うこと。

※選任者は、事故等の場合に1時間程度で現場へ到達できる者とする。

(5) その他、業務上必要と考えられる以下の資格を有する者を業務従事者に配置すること。

ア 廃棄物処理施設技術管理士

イ 2級ボイラ技士

ウ 危険物取扱者（乙種第4類）

エ 玉掛技能講習終了者

オ 酸素欠乏危険作業主任者

10 業務の再委託

清掃、草刈及び除雪については再委託を認めるが、事前に委託者の許可を得ること。

この場合は受託者が責任をもって再委託先の業者を監督すること。

11 し尿等年間受入計画及び整備対象機器

- (1) 「クリーンセンターし尿等受入及び申込受付等処理計画」による。
- (2) 整備対象機器は別紙「主要機器一覧」による。

12 受託者に貸与する図書および施設等について

業務の実施に先立ち、以下の図書および施設等を貸与する。

施設に備え付けられた付帯設備等の維持管理は受託者が適切に行い、それ以外の業務に必要な事務用品は受託者が準備すること。

- (1) しゅん功図書一式
- (2) 施設内事務室その他付帯設備（机・椅子等）

13 提出図書

(1) 着手時に提出するもの（各2部）

- ア 業務着手届
- イ 業務責任者指定通知書  
(経歴書、資格書(写)、受託者との雇用関係を証明する書類等を含む)
- ウ 技術管理士指定通知書  
(資格書(写)、受託者との雇用関係を証明する書類等を含む)
- エ 業務従事者届
- オ 業務工程表
- カ 休日、夜間緊急連絡体制表
- キ 緊急事態対応手順書（特に以下の状況を想定した初期対応の手順書）
  - ア) 危険薬品の漏洩
  - イ) 酸素欠乏症の発生

(2) 報告書

- ア 運転管理日報（様式1-1） 毎日
- イ 運転管理日報（様式1-2） 毎日
- ウ 除渣系点検日誌（様式2、様式3） 毎日（業務従事日）
- エ 脱臭系点検日誌（様式4、様式5） 毎日（業務従事日）
- オ 電気日誌（様式6） 毎日（業務従事日）
- カ し尿くみ取り申込受付業務日報（様式7） 毎日（業務従事日）
- キ 日報チェックリスト（様式7-2） 毎日（業務従事日）
- ク 清掃業務報告書（様式8） 毎月
- ケ 運転月報（様式9、様式10） 毎月
- コ 薬品・重油等月間使用量（様式11） 毎月
- サ 日常（月）巡視・点検記録（様式12） 毎月
- シ 電気関係定期点検記録（様式13） 毎年
- ス 受入槽等槽清掃作業実施報告書 作業後速やかに
- セ 草刈作業実施報告書 作業後速やかに

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| ソ | 除雪作業実施報告書       | 作業後速やかに |
| タ | 清掃業務（特別清掃）実施報告書 | 作業後速やかに |
- (3) その他
- |   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| ア | 業務完了届（役務－第9号様式）            | 毎月 |
| イ | し尿投入・プラント給水流量・生活給水流量（様式14） | 毎月 |
| ウ | 個人情報取扱状況報告書（個情様式5）         | 毎月 |
| エ | その他委託者が必要と認める事項            |    |
- (4) 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項
- ア 労働者の労働環境に関する書面の提出（労保様式）
- 受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。
- (ア) 業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）
- 業務対象施設に日常に従事(常駐)する労働者の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）を履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。
- (イ) 業務従事者健康診断受診状況報告書（様式3）
- 労働者（上記(ア)の業務従事者名簿（様式1）により報告のあった労働者）の健康受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。
- (ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）
- 労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者賃金状況報告書（様式4）を提出すること。
- イ 労務管理に係る書類
- 次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記アの書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。
- (ア) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- (イ) 上記アの書面での確認において疑義が生じたもの
- なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

#### 14 工具・測定器等について

- (1) 業務に必要となる工具・測定器等は受託者が準備すること。  
また、施設に備え付けられた工具等の維持管理は、受託者が適切に行うこと。
- (2) 測定器類の校正・修繕等必要な処置は受託者が行うこと。  
また工具・測定器類等に要する消耗品等は受託者の負担とする。

## 15 費用負担

### (1) 委託者が負担するものは下記のとおりとする。

これに定めるもの以外は原則受託者の負担とする。ただし計量伝票、くみ取り申込書、し渣袋の消耗品についても受託者の負担とするが、本業務で使用する特殊な消耗品のため別途経費を積み上げるものとする。

ア 施設運営に必要な電力、上水道、排水、電話回線（機器含む）、脱臭に必要な薬品及び充填材に要する経費

イ 施設の整備、補修に必要な機械部品（消耗品は除く）に要する経費

ウ 施設設備機器の点検費用及び経年劣化に伴う更新費用

エ 施設設備の軽微な修繕

オ 施設付帯設備（物品）

## 16 補償・事故対応

### (1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害（業務完了後に発覚した本業務に起因する設備不具合も含む）を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

### (2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本業務に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

## 17 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、関係法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

## 18 環境負荷の低減

(1) 業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 電気、水道等の使用にあたっては極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 業務の履行において使用する物品は、極力環境に配慮したものとする。

(5) 業務の履行に伴い排出される廃棄物を極力減量し、リサイクルすること。

## 19 情報セキュリティ

(1) 業務の履行に伴い知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。

庁舎を施錠する鍵の管理には十分注意し、紛失等の事故を起こさないようにする。

- (2) 施錠することなく庁舎内を無人にしてはならない。
- (3) し尿くみ取り申込受付業務については、特に次の各項を遵守すること。
  - ア 受付及びデータ入力をおこなう執務室は、受付業務従事者、保守担当者以外の入室を原則として禁止し、その他の者が入室するときには、その入退室の記録を整備する。
  - イ くみ取り申込者の氏名、住所等が記載された書類は、部外者が見ることのないように管理し、保管に際しては施錠し、また廃棄するときは、シュレッダーを使用する。

## 20 個人情報の保護（個情書類）

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個情別添1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、個情別添2「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、個情様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出し、その内容について、原則、業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。
- (3) 毎月役務一第9号様式完了届と併せて、個情様式5「個人情報取扱状況報告書」を提出すること。
- (4) 個人情報管理状況等について年1回以上、委託者が実地検査を行うこととし、時期などの詳細については別途調整する。

## 21 委託業務の新旧引継

### (1) 委託業務の新旧引継

受託者は、次期の運営管理受託者に対し委託期間終了予定日の概ね3週間前から委託期間終了予定日までの間に業務の引継を行わなければならない。

引継内容等は文書にして、委託者に報告すること。

また、次期受託者を実際の業務に立会のもと、実操作を行わせる等、操作指導を含めた引継をすること。

なお、委託業務完了時に、当該年度の業務内容及び維持管理状況等について精査し、次年度以降、評価の対象とする。

引継に必要なマニュアル等は積極的に作成し、資料・報告書と共に、次期受託者に引き継ぐこと。

- (2) 受託者が新規契約者の場合は、(1)と同様に前委託者より業務の引継を受け、業務履行に支障を来たさぬよう操作方法等を習得すること。

## 22 その他

### (1) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定められていない事項については、双方協議により定める。

なお、業務委託仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを処理しなければならない。

- (2) 石狩市および当別町のし尿受入

平成28年10月より、石狩市および当別町のし尿受入が開始されている。

ア 石狩市および当別町のし尿受入は、本業務内で対応すること。

イ 受入に当たり、両自治体との調整は委託者が図るものとするが、受託者は委託者から搬入業者との受入調整について指示があった場合は、し尿処理に支障が出ないように対応すること。

ウ 受入停止日程等、周知が必要な事項がある場合は、委託者から両自治体に連絡を行う。

受託者は該当事項がある場合は、都度委託者に報告すること。

(3) イベント等のし尿受入に伴うし尿処理について

当市・石狩市および当別町のイベント等し尿の大量受入があり、し尿処理に影響があると思われる場合は延長業務でし尿処理し、管理業務に支障が出ないようにすること。

(4) 大規模災害時の対応について

本市では、地震等大規模災害が発生した場合は札幌市災害対策本部を設置し、避難者の対応を行うが、上下水道が寸断し水洗トイレが使用不能の場合は仮設トイレを設置することとし、この仮設トイレからのし尿は本施設で処理することとしている。

その際の収集業務との連絡および通常時間以外の処理対応等の詳細は委託者と協議して実施する。

(5) 設備更新・改修等の対応について

設備の更新工事等で、し尿処理に影響がある場合は、し尿処理に影響が出ないように延長業務等で対応すること。

## 23 留意事項

(1) 本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和6年度、その他の単価等については令和7年度を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。

(2) 本調達案件の受託者は、令和7年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。

(3) 当該協議により変更する金額については、「令和7年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

# 仕 様 書

- 1 物品名 : 計量伝票
- 2 数量 : 2,000セット/年(1折2セット)
- 3 規格等
  - (1) 仕上寸法 : 横3.5インチ×縦6.0インチ
  - (3) 紙質等 : 上質紙55k(連続伝票)
  - (4) 印刷方法 : オフセット印刷
  - (5) レイアウト : 下記例のとおり
  - (5) 色数 : 表1色/裏0色
  - (6) その他 : 左楕円マージナル穴
- 5 納入期限 : ○○
- 6 納入場所 : 札幌市クリーンセンター(手稲区手稲山口318)
- 7 検査場所 : 同上
- 8 納入方法 : 一箱に2,000セット入り

※レイアウト例

<b>計 量 伝 票</b>			
年月日		時刻	
台数		回数	
カードNo			
車番			
市町名			
会社名			
地区名			
種別			
総重量		kg	
空車重量		kg	
正味重量		kg(L)	
単位		単位	

札幌市クリーンセンター

2400910272

# 計量伝票

年月日		時刻	
台数		回数	
カードNo.			
車番			
市町名			
会社名			
地区名			
種別			
総重量			kg
空車重量			kg
正味重量			kg(L)
単位			単位

大60810272

札幌市クリーンセンター

# 計量伝票

年月日		時刻	
台数		回数	
カードNo.			
車番			
市町名			
会社名			
地区名			
種別			
総重量			kg
空車重量			kg
正味重量			kg(L)
単位			単位

大60810272

# 仕 様 書

- 1 物 品 名 : くみ取り申込書 (5枚複写連続伝票)
- 2 数 量 : 26,000組/年
- 3 規 格 等
  - (1) 仕上寸法 : よこ4.4インチ×たて6.0インチ
  - (2) ページ : 1~5頁
  - (3) 紙質等 : 1頁目 CCP N40/上/ブラック (白)  
2頁目 CCP N40/中/ブラック (白)  
3頁目 CCP N40/中/ブラック (白)  
4頁目 CCP N40/中/ブラック (白)  
5頁目 CCP N40/下/ブラック (白)
  - (4) 印刷方法 : オフセット印刷  
1頁目 スミ1色  
2頁目 スミ1色+減感  
3頁目 スミ1色+金赤1色+減感  
4頁目 スミ1色+減感  
5頁目 スミ1色+減感
  - (5) レイアウト : 見本のとおり (現状と変更なし)
  - (6) 製本等 : ミシン 左右タテミシン  
のりとじ : 左右線のり  
のり付け : 各伝票両側強め
- 4 校 正 : 2回 (内校は必ず行うこと)
- 5 納入期限 : ○○
- 6 納入場所 : 札幌市クリーンセンター (手稲区手稲山口318)
- 7 検査場所 : 同 上
- 8 納入方法 : 一箱に500組入り

くみ取り申込書（受付用）

コ ー ド 番 号									

区	中 央	北	東	白 石	厚 別	豊 平	清 田	南	西	手 稲	①申
住 所	条 丁目							申 込 月 日	月 日	くみ取り 月 日	月 日
								年度	年度		
	氏名 (7桁ナ) 様							くみ取り 数	単位		
電 話											
納 入 <small>(上記 と異なる場 合)</small>	住所・電話										
	氏名 (7桁ナ)										
備 考								常 設 仮 設			

納入世帯番号		受付者

くみ取り申込書（作業責任者用）

コ ー ド 番 号									

区	中 央	北	東	白 石	厚 別	豊 平	清 田	南	西	手 稲	①申
住 所	条 丁目							申 込 月 日	月 日	くみ取り 月 日	月 日
								年度	年度		
	氏名 (7桁ナ) 様							くみ取り 数	単位		
電 話											
納 入 <small>(上記 と異なる場 合)</small>	住所・電話										
	氏名 (7桁ナ)										
備 考								常 設 仮 設			

納入世帯番号		受付者





# クリーンセンター管理業務説明書

(令和7～9年度版)

札幌市環境局環境事業部  
処理場管理事務所

この説明書は、クリーンセンター管理業務のうち、クリーンセンター運転管理・し尿くみ取り申込受付・清掃・草刈および除雪について、仕様書で定める作業内容を補足説明するものである。

巻末の添付資料は次のとおり

- 1 案内図・位置図
- 2 「計量設備」ブロック図
- 3 「し尿受入設備」フロー図
- 4 「し尿処理（圧送）設備」フロー図
- 5 「脱臭処理設備」フロー図
- 6 し尿系計装設備フロー図
- 7 脱臭系計装設備フロー図
- 8 中央監視制御設備システム系統図
- 9 機器配置平面図（地下1階、1階、2階）
- 10 高圧キュービクル単線結線図
- 11 クリーンセンター草刈範囲詳細図
- 12 クリーンセンター除雪範囲詳細図
- 13 クリーンセンター清掃範囲詳細図

## 第一部 クリーンセンター管理業務

### 1 クリーンセンターの運営について

同センターはし尿等を受け入れるほか、一般し尿のくみ取り申込受付や、し尿収集作業受託者がセンター内でその一部の業務を行っているので、全体として円滑に業務を実施できるように配慮すること。

### 2 クリーンセンター運営調整会議

- (1) し尿収集作業、し尿くみ取り申込受付、処理及びクリーンセンターの管理に関する調整会議を2月毎に開催する。
- (2) 次回の会議開催日時は、会議にて調整し決定する。

## 第二部 クリーンセンター運転管理業務

### 1 始業準備

#### (1) 準備点検

施設全般について異常の有無を確認する。なお、除渣系設備を除く各設備は、全自動・通年運転とする。

#### (2) 除渣系設備の始動

異常のないことを確認した後、中央監視装置により始動する。

### 2 し尿等受入・圧送業務

#### (1) 概要

し尿等は、計量して受入し、必要な処理工程を経て手稲水再生プラザに圧送される。また、受入状況は車路の4箇所に設置されたモニターカメラにより監視する。

#### (2) 下水処理場圧送水質条件について

ア 下水処理場受け入れ許可水質は、下記のとおりである。

・ BOD 250mg/l

・ SS 250mg/l

イ クリーンセンター処理水圧送水は上記基準を超えないよう、下水道河川局より通知された希釈倍率で圧送するものとする。

ウ 毎月2回行う処理し尿の水質検査の結果が、希釈倍率で希釈しても許可水質を大きく超えると想定される場合は、委託者の必要とする資料を提出し、改善策を協議する。

なお、令和7年度希釈倍率は1.6倍である。(近3年の希釈前平均BOD 3,944mg/l 希釈前平均SS 2,867mg/l)

(3) 受入データの管理

中央監視装置内に保存可能なデータ量は2年間分なので、年度当初に前々年度のデータをメモリーカードに保存する。

(4) 車両の登録

ア クリーンセンターにし尿等を搬入する車両は、すべて計量設備に登録している。

イ 登録内容の変更は、委託者の指示に基づき行う。

ウ 新規に登録する車両については、クリーンセンターで計量した車両重量、車両番号、し尿等の種別に関する情報を計量設備及び登録カードに入力する。

エ 前項の登録カードは、収集業者に交付する。

(5) 車路清掃

受入終了後は、計量室、受入室、洗車室を散水して清掃する。

水道水のため節水すること。

(6) し尿収集車両の清掃について

し尿等収集作業従事者から、車両の清掃のため、水の使用許可を求められたときは、水道水のため節水に協力してもらう。

3 中央監視装置による運転監視業務

(1) 概要

中央監視装置は、し尿等の処理に関する設備の制御を行う他、運転状況の監視、故障警報、遠方操作、運転データのロギング、運転日報・月報作成機能を有している。

緊急時以外、常時監視を行うこと。

(2) 中央操作盤の運転について

ア し尿圧送ポンプと吐出弁

自動モードの時

a 運転中、手動モードへ切替えたときは運転状態を維持、その後は手動操作可能となる。

b 中央自動運転時、現場盤で単独モードへ切替えても運転状態は維持され、その後は現場操作優先となる。又このとき中央側のSW類は、何を押しでも選択できない。

手動モードの時

a 運転中、自動モードへ切り替えたとき、手動運転号機と自動運転号機が同一のもので、且つ自動運転レベルであれば運転を維持する。

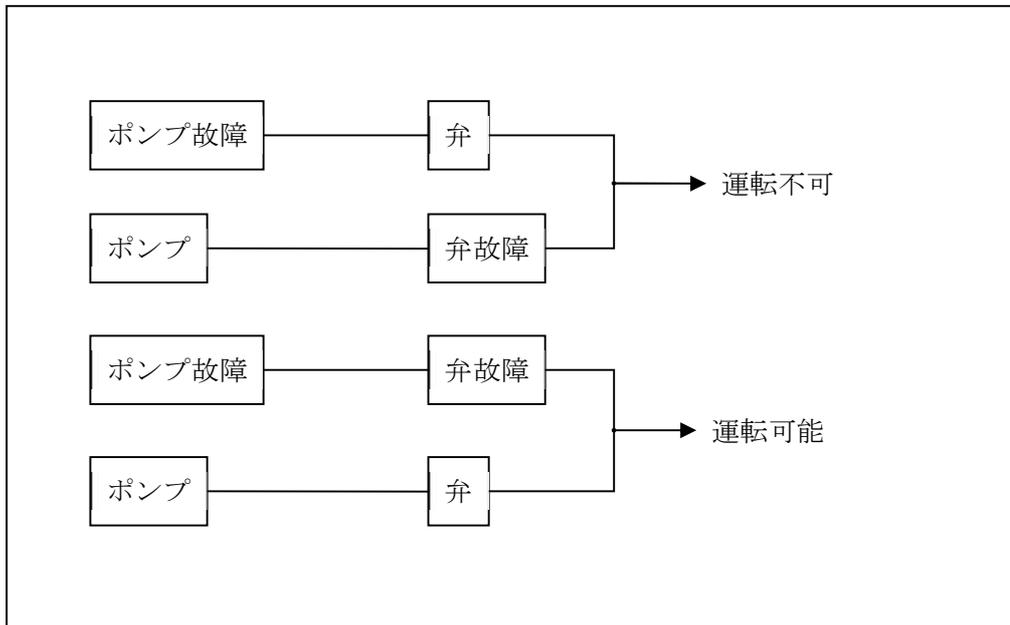
b 自動運転号機が異なっている場合は、自動選択号機が優先される。

c 運転レベルでない場合は停止し、運転レベルになるまで待機する。

d 各系統で2台運転しているとき、自動モード切り替えをした場合はその自動選択号機が優先される。

中央操作可表示

消灯時中央操作はできない。



イ 除渣系設備

中央操作可表示

について、以下の条件のときは点灯しない。

- a 系統別設備が中央モードとなっていないとき
- b 共通設備が中央モードとなっていないとき

除渣運転準備表示

以下の条件のときは点滅状態となる。

- a 手動運転及び停止を開始したとき
- b バックアップ運転モード時にバックアップ機が運転を開始したとき（但し最初の起動時のみ）

除渣運転準備表示

以下の条件のときは点灯状態となる。

受入槽又は常用水槽水位レベルとし渣ホッパー重量により、自動運転待機状態のとき

除渣運転自動バックアップ運転スイッチ

ONにして受入槽水位規定値以上のとき、他系が自動的にバックアップ運転を開始する。

運転、停止スイッチ

点灯時のみ中央操作可能

1系除渣運転、2系除渣運転スイッチ

各系統内の設備が全て運転状態のときのみ点灯する（1台でも故障停止すれば消灯）。

#### 通常モード表示灯

- a モード選択は現場操作のみ
- b 連動運転中にモード切り替えをしても、自動停止か手動停止で全機械が完全に停止するまで切り替わらない。

#### 自動運転を解除

- a 自動運転待機状態の時中央操作可、除渣運転準備点灯時は停止スイッチで解除できる。
- b 除渣運転稼働中、中央操作可点灯時であれば、停止スイッチで解除できる。

#### 事故発生時の動作

故障設備の事故発生時はその機器を含め上方にある1、2系全ての機器を停止させる。

#### ウ プラント給水流入弁

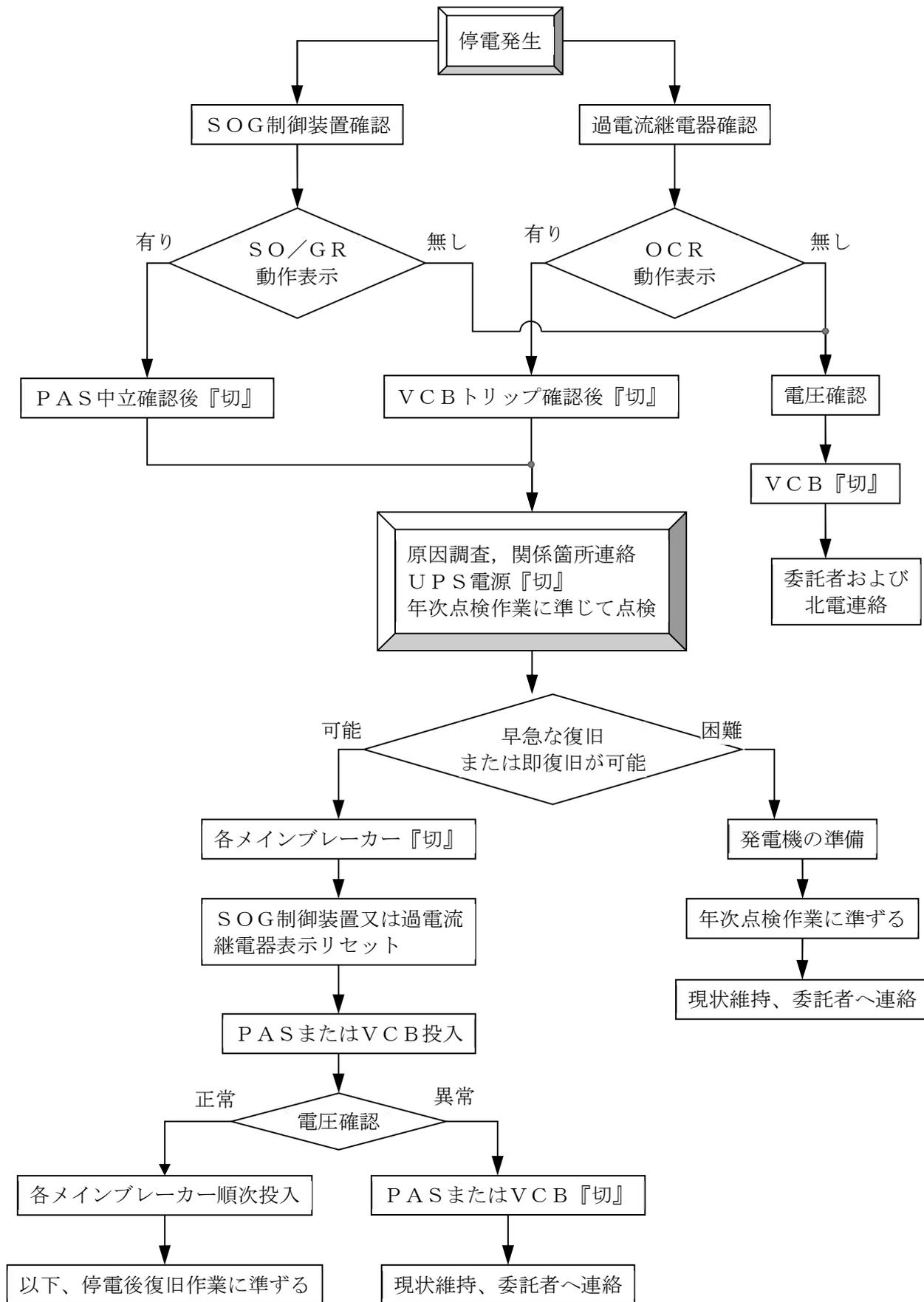
##### 自動制御可能な条件

- a LCB-03が自動モードのとき
- b 流入弁が故障でないとき

##### 流入の自動制御可能な条件

- a プラント給水槽水位が規定値以下になったときは給水ポンプ運転指令をT/Mにより伝送させ運転、アンサー確認後流入弁を開ける。
- b プラント給水槽水位が規定値以上になったときは、流入弁を閉じ給水ポンプ停止指令をT/Mにより伝送させ、給水ポンプを停止させる。
- c 給水中に以下の状態となったとき、流入弁を閉じ給水ポンプを停止させる。
  - ・ T/M故障（クリーンセンター、焼却センター）
  - ・ プラント給水流入弁 LCB-03 で手元操作したとき
  - ・ プラント給水槽水位が規定値以上になったとき
  - ・ 給水ポンプが何かの理由で停止となったとき
  - ・ 流入弁が故障したとき

(3) 停電時の対応 ※原則、別途委託者が契約する電気設備保安管理業務の受託者に対応を依頼



### 3 日報、月報の作成

(1) 日報及び月報は中央監視装置から出力する。ただし、以下の項目は実測値を入力して作成する。なお、参考として出力したものを巻末に添付する。

ア し渣搬出量及びし渣発生量

イ 脱臭系設備薬品使用量（苛性ソーダ、希硫酸、次亜塩素酸ソーダ、エバスパース）

ウ 灯油使用量

(2) 札幌市クリーンセンターし尿等受入実績（容量）の作成

ア 一般し尿受入量の容量は、し尿くみ取り世帯管理システムのデータを用いる。

イ 浄化槽汚泥、水洗式し尿に係る容量は、浄化槽センターの報告書に基づき記入し且つ同報告書を添付して提出する。

### 4 設備機器点検整備業務

(1) 整備を要する機器の名称及び型式の一覧表を巻末に記す。

(2) 各設備の点検内容及び頻度は下表のとおりとする。

ア 受入設備

項目	業務内容	実施頻度
計量用ポスト盤	カードリーダー点検	4回/月
受入室ドア設備	点検	1回/月
T V監視装置	監視カメラ点検	6回/年
計量室	清掃	2回/日
受入室	清掃	4回/日
洗車室	清掃	2回/日
受入槽	槽内清掃	2回/年
	除砂ピット清掃立会い	2回/年

イ 除渣系設備

項目	業務内容	実施頻度
プラント給水槽	槽内清掃	1回/年
破砕ポンプ(3台)	巡回点検（運転状況、電流値等の確認）	2回/日
	月点検（グリソ給油）	1回/月
	ポンプ整備	1台/年
中和槽	巡回点検（運転状況、pH値、電流値等の確認）	2回/日
	槽内清掃	1回/年
	pH値記録	2回/日
	電極清掃・校正	4回/月
中圧洗浄装置(2基)	巡回点検（運転状況、タンク圧力等の確認）	2回/日
	ポンプ整備（2台）	2台/年
高圧洗浄ポンプ	巡回点検（運転状況、吐出圧力等の確認）	2回/日
	ポンプ整備	1台/年
プラント給水流入弁	巡回点検（運転状況、空気圧力等の確認）	2回/日
水位計（受入槽、常用槽、プラント給水槽）	巡回点検（洗浄等）	2回/日
水位計ダイヤフラム	予備貯留槽2基分点検洗浄	1回/年
流量計 （除渣流量 し尿投入量）	巡回点検（洗浄等）	2回/日

床排水ポンプ(2台)	巡回点検 (運転状況の確認) ポンプ整備 電極清掃	2回/日 2台/年 2台/年
し尿圧送ポンプ 1, 2系各2台	巡回点検 (運転状況、電流値、潤滑油等の確認) 圧送量、除渣流量の確認 ポンプオイル交換 (2系のみ) ポンプ室清掃	2回/日 2台/年 2回/月
し尿圧送管	巡回点検 し尿圧送量調整 2系統 ポンプ室清掃	2回/日 1回/年 2回/月
ドラムスクリーン(2台)	巡回点検 (運転状況、電流値、潤滑油等の確認) 月点検 (グリス給油) 減速機整備 スクリーン清掃	2回/日 1回/月 2台/年 4回/月
スクリープレス(2台)	巡回点検 (運転状況、電流値、潤滑油等の確認) グリス給油 作動油交換	2回/日 1回/月 1回/年
し渣搬出コンベア	巡回点検 (運転状況、電流値等の確認) グリス給油 月点検 (羽、ケーシング、ケーシング底板板厚測定)	2回/日 1回/月 1回/月
ケースコンベア	巡回点検 (運転状況、電流値等の確認) グリス給油 月点検 (底板厚、ガイドレール板厚測定) 前処理室清掃	2回/日 1回/月 1回/月 2回/月
し渣貯蔵設備	し渣袋詰め (目安2回/月) ホッパー点検	随時 2回/日
コンプレッサー	巡回点検 (運転状況、電流値等の確認) 分解整備 オイル交換 吸い込みろ過器、加湿器清掃	2回/日 1回/年 1回/年 1回/年

ウ 脱臭系設備

a 高濃度臭気系

項目	業務内容	実施頻度
循環ポンプ(酸、アルカリ、水用各2台)	巡回点検 (運転状況、電流値、吐出圧等の確認)	2回/日
洗浄塔(酸、アルカリ、水用各1基)	巡回点検 (補給水量、循環水量噴霧圧力等の確認) 各槽薬品、補給水注入管清掃 各槽電極清掃 テラレットパッキン交換	2回/日 1回/年 1回/年 必要に応じ
活性炭吸着塔	巡回点検 (運転状況、空気漏洩、差圧の確認)	2回/日
脱臭ファン	巡回点検 (運転状況、潤滑油、電流値等の確認) ファン清掃 (2台) ミストセパレート清掃	2回/日 2台/年 1台/年
薬品注入設備(酸、アルカリ、次亜塩素用各1基)	巡回点検 (運転状況、薬品流量等の確認)	2回/日

pH計	pH値記録 電極清掃、校正	2回/日 4回/月
残塩計	残塩濃度記録 計測器清掃、校正	2回/日 4回/月
循環ポンプ(3台)	ポンプ整備	1回/年

b 低濃度系臭気系

項目	業務内容	実施頻度
循環ポンプ(酸、アルカリ、水用各2台)	巡回点検 (運転状況、電流値、吐出圧等の確認)	2回/日
洗浄塔(酸、アルカリ、水用各1基)	巡回点検 (補給水量、循環水量噴霧圧力等の確認) 各槽薬品、補給水注入管清掃 各槽電極清掃 テラレットパッキン交換	2回/日 1回/年 1回/年 必要に応じ
脱臭ファン	巡回点検 (運転状況、潤滑油、電流値等の確認)	2回/日
pH計	pH値記録 電極清掃、校正	2回/日 4回/月
残塩計	残塩濃度記録 計測器清掃、校正	2回/日 4回/月
循環ポンプ(3台)	ポンプ整備	1回/年

c 共通項目

項目	業務内容	実施頻度
スケール除去剤ポンプ	点検・清掃 (2台) 薬品補充 (2基)	2回/年 2回/年
脱臭室清掃		2回/月
薬品使用量	酸、アルカリ、次亜塩素使用量、保管量の確認	1回/日
コンプレッサー(2台)	巡回点検 分解整備 (2台) 吸い込みろ過器、加湿器清掃 (2台)	2回/日 1回/年 1回/年
ボイラー室清掃		必要に応じ

エ 受電設備

項目	業務内容	実施頻度
電力使用量の確認	日、月間使用量の確認	1回/日
受電盤	巡回点検 (相間電圧、電流、力率等確認) 月点検	2回/日 1回/月
停電作業準備、立会		1回/年
低圧動力盤	巡回点検 (相間電圧、電流等確認) 絶縁抵抗測定	2回/日 1回/年
低圧電灯盤	巡回点検 (相間電圧、電流等確認) 絶縁抵抗測定	2回/日 1回/年
電灯分電盤(3面)	巡回点検 (電流、端子等確認) 絶縁抵抗測定	1回/月 1回/年
動力分電盤(2面)	巡回点検 (電流、端子等確認) 絶縁抵抗測定 電気室清掃	1回/月 1回/年 1回/月
動力盤(3面)	巡回点検 絶縁抵抗測定	2回/日 1回/年
作業用電源盤(7面)	点検	1回/月

	絶縁抵抗測定	1回/年
脱臭用動力盤(3面)	巡回点検 絶縁抵抗測定	2回/日 1回/年
暖房分電盤(1面)	巡回点検(電流、端子等確認) 絶縁抵抗測定	1回/月 1回/年
報告書作成	絶縁抵抗測定	1回/年

オ その他設備

項目	業務内容	実施頻度
給水設備	受水槽清掃 水道使用量確認 残留塩素の測定	1回/年 1回/月 1回/日
暖冷房設備	温風暖房機点検 14台 冷房室内機点検 6台 冷房室外機点検 5台	1回/年 1回/年 4回/年
給湯設備	ボイラー点検 燃料供給設備点検 屋外燃料タンク点検	2回/日 1回/月 1回/月
照明設備	巡回点検、都度電球等交換	1回/日
ロードヒーティング	地下燃料タンク点検	1回/月
防災複合盤	運転状況確認(目視)	1回/日
電話設備	点検	1回/月
天井クレーン	点検	1回/月
チェーンブロック(1台)	点検	1回/月
換気設備	シロッコファン6台点検清掃 シロッコファン6台整備	1回/年 1回/年
電気錠	12カ所状態確認	2回/日
室温測定	6カ所	1回/日
ピット点検 電気ピット・床下ピット	12カ所 ピット排水	2回/年 2回/年
構内除雪	玄関周り	6回/冬季
ルーフドレイン	点検清掃	2回/年
工作室、薬品庫	清掃	1回/月
労働安全パトロール		1回/月
運営会議		1回/2月
計量用カード作成	搬入業者から依頼があるとき(目安4回/年)	随時
月報作成・報告		1回/月
報告書作成1	槽内清掃	2回/年
報告書作成2	ポンプ整備(破砕ポンプ・他ポンプ2台)	1回/年
報告書作成3	場内草刈	2回/年

(3) 上記実施頻度にかかわらず、不具合・故障等が発生した場合はその都度、整備点検を行い、支給部品の交換・各種調整等の軽微な修繕は受託者が行うこと。

## 5 槽清掃業務

### (1) 受入槽清掃作業

- ア 受入槽清掃作業は、毎月2回実施する。
- イ 作業着手前に槽内水を排水し、マンホールを開け防護柵を設置し、槽内の換気を行う。
- ウ 作業着手前及び作業中に酸素及び硫化水素濃度を測定・記録し、安全を確認する。
- エ 槽内の床及び壁面にプラント給水を散水し清掃する。
- オ 清掃作業中槽内水位は、1 m以下を維持する。

### (2) プラント給水槽清掃作業

- ア プラント給水槽作業は、年1回実施する。
- イ 作業手順は受入槽清掃に同じ。

### (3) 常用貯留槽、除渣槽清掃作業

- ア 清掃作業は、それぞれ年2回実施する。
- イ 安全対策は受入槽、受入槽清掃作業と同様に実施する。
- ウ 除渣槽清掃作業の実施日は原則として次の月とする。

a 5月

b 11月

### (4) 中和槽、攪拌槽清掃作業

- ア 中和槽、攪拌槽清掃作業は、それぞれ年1回実施する
- イ 作業着手前に槽内水を概ねpH6～8に調整した後排水し、マンホールを開放し槽内の換気を行う。
- ウ 槽内の換気を十分に行った後、酸素濃度を測定・記録し安全を確認する。
- エ 槽内の沈殿物を除去し、槽内を清掃する。

### (5) 受入槽、常用貯留槽、除渣槽清掃後の残渣の処分先については、委託者と調整を行う。

## 6 圧送水水質調査用試料採取業務(サンプリング)

- (1) サンプリングは毎月2回実施する。
- (2) サンプリングを行う日は、委託者から連絡する。
- (3) 資料採取は、ドラムスクリーン又は常用貯留槽で行う。

## 7 停電作業

委託者は、停電作業を伴う年次電気点検業務(別途発注の電気設備保安管理業務)を行う。  
受託者は立会を要するものとし、実施は、概ね9～10月頃とする。

## 8 し渣処理業務

- (1) 除渣処理により発生したし渣は、袋詰めすること。
- (2) し渣の運搬・処分は委託者が実施する。
- (3) 搬出の際の車両への積込は、受託者が行う。車両の安全操作を確保するため、委託者が運転手の誘導を行うこと。
- (4) 搬出した重量を日報に記載する。

## 9 燃料調達業務

クリーンセンターの運営に必要な暖房等の燃料(灯油)を調達する。

## 10 構内除雪

- (1) クリーンセンター除雪詳細図に示す区域の機械除雪は受託者が行う。
- (2) 前項の除雪では実施できない玄関、間口、物置入口及び建物周辺を必要に合せて受託者が実施する。

(3) 詳細は、別紙「除雪仕様書」による。

#### 11 構内草刈業務

(1) 草刈区域図に示す区域の草刈を実施する。(年2回実施)

(2) 詳細は別紙「草刈仕様書」による。

#### 12 施設清掃業務

(1) 清掃範囲図に示す場所・箇所の清掃を実施する。

(2) 詳細は、別紙「清掃仕様書」による。

#### 13 緊急事態対応手順書の作成について

(1) 以下の状況を想定して、対応の手順を定めておくこと

ア 重油の漏洩による地下水汚染、引火による火災発生

イ 危険薬品の漏洩

ウ し尿の漏洩による地下水汚染

エ 悪臭の外部漏洩

オ 酸素欠乏症の発生

カ 地震発生時

(2) 手順の内容は、緊急事態発生時の連絡体制及び初期対応とする。

(3) 年に1度、緊急事態の一が発生したものとして、手順内容の有効性を確認するテストを実施する。

(4) 上記テストは、時期、緊急事態の内容等、委託者と協議し、共同して行うようにする。

#### 14 終業時の措置

(1) 収集業者からの受入終了の報告を確認しておく。

(2) 中央監視装置により、遠方操作で停止する。

(3) 施設内に滞在者がいないことを確認し、機械警備を起動し、各出入口を施錠した後退出する。

#### 15 年末の措置

(1) 凍結防止のため、前処理室、薬品庫、脱臭室の暖房は連続運転に設定する。

(2) 上記以外の箇所の暖房については、午前6～7時の間運転するようタイマー設定する。

(3) 寒波が予想される場合は、上記2項の他必要な凍結防止対策を施す。

#### 16 その他

(1) 委託者は、毎年度下記の委託業務を別途発注する予定である。

委託者の指示がある場合必要に応じて対応するとともに、管理業務に支障がある場合には、受託者に申出し、点検日の調整を行う。

- ・電気設備保安管理業務
- ・ボイラー定期点検業務
- ・重油地下貯蔵タンク点検業務
- ・消防設備点検業務
- ・し尿受入設備整備業務
- ・脱臭設備整備業務
- ・計装設備点検業務

(2) 委託者が別途発注するクリーンセンター関連工事や更新整備業務に係る作業等についても、委託者の指示がある場合必要に応じて対応するとともに、管理業務に支障がある場合には、受

託者に申出し、日程の調整を行う。

## 第三部 し尿くみ取り申込受付業務

別添 し尿くみ取り申込受付業務説明書のとおり

## 草刈仕様書

### 1 草刈について

構内の草刈を実施するものである。

- (1) 草刈の範囲 草刈区域図に示す区域とする。
- (2) 草刈の実施回数 年2回とする。
- (3) 刈草の処理

刈草は、2～3日乾燥後、袋詰・積込を行い、清掃工場へ搬出する。搬出については管理業務委託者である札幌市と調整すること。

### 2 その他

草刈業務については再委託を認めるが、事前に委託者の許可を得ること。

この場合は受託者が責任をもって再委託先の業者を監督するとともに、業務終了後、業務実施報告書を提出する。

また、草刈の作業中は、事故を起こさぬよう努めること。

## 除雪仕様書

### 1 冬期間の除雪について

冬期間の処理業務を円滑に実施するために、搬入路及び構内の除雪を実施するものである。

#### (1) 除雪の期間

各年概ね11月15日から翌年3月25日まで

### 2 構内除雪

降雪量が10cm以上に達した場合、または、吹き溜まり等により車両の通行に支障となる場合、指定された範囲（図面参照）の除雪を行う。

### 3 その他

除雪業務については再委託を認めるが、事前に委託者の許可を得ること。

この場合は受託者が責任をもって再委託先の業者を監督するとともに、業務終了後、業務実施報告書を提出する。

除雪の作業は、事故を起こさぬよう努めること。

### 4 除雪回数

シーズン中の除雪は、予定数20回とする。

## 清掃仕様書

1 国土交通省大臣官房営繕部監修令和5年度版「建築保全業務共通仕様書」（最終改定 令和5年11月8日版）に基づき実施する。

2 清掃場所、清掃回数及び面積は、各階機器配置平面図並びに別表1および2のとおりとする。

- (1) 日常清掃は隔日（月・水・金）とする。
- (2) 床の定期清掃は、隔月とする。

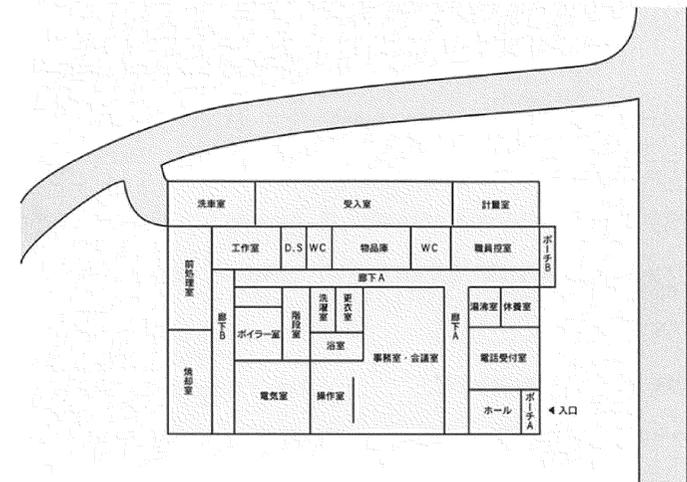
- (3) 特別清掃（窓ガラス清掃及びワックス掛け）は年1回とする。
- 3 清掃用具、消耗品は受託者が負担する。
- 4 トイレトペーパー等衛生消耗品は受託者が負担する。

# 案内図



札幌市手稲区手稲山口318番地 札幌市クリーンセンター

## 全体配置図



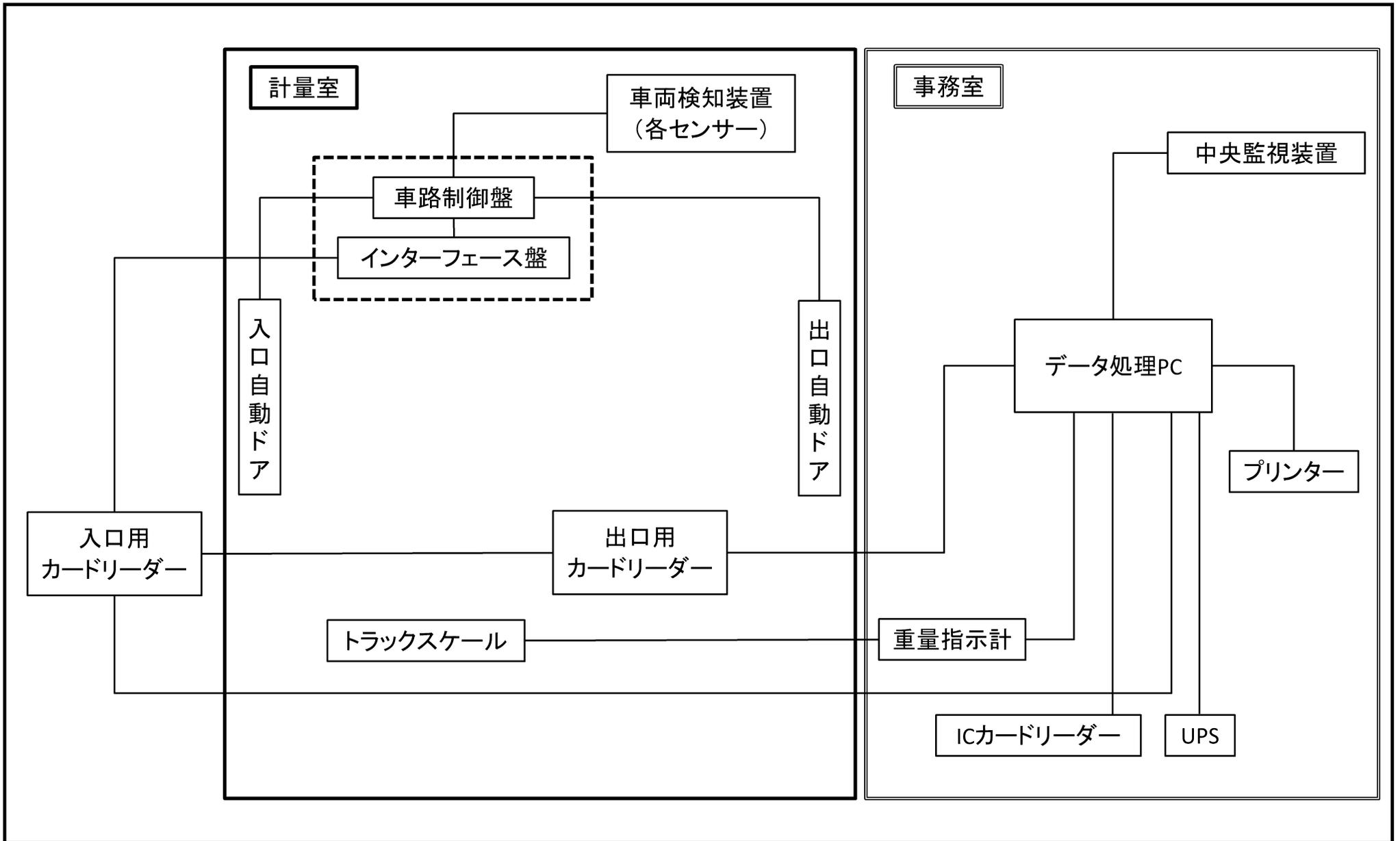
札幌市環境局環境事業部

課名  
処理場管理事務所

業務名  
クリーンセンター管理業務  
図面名  
案内図・位置図

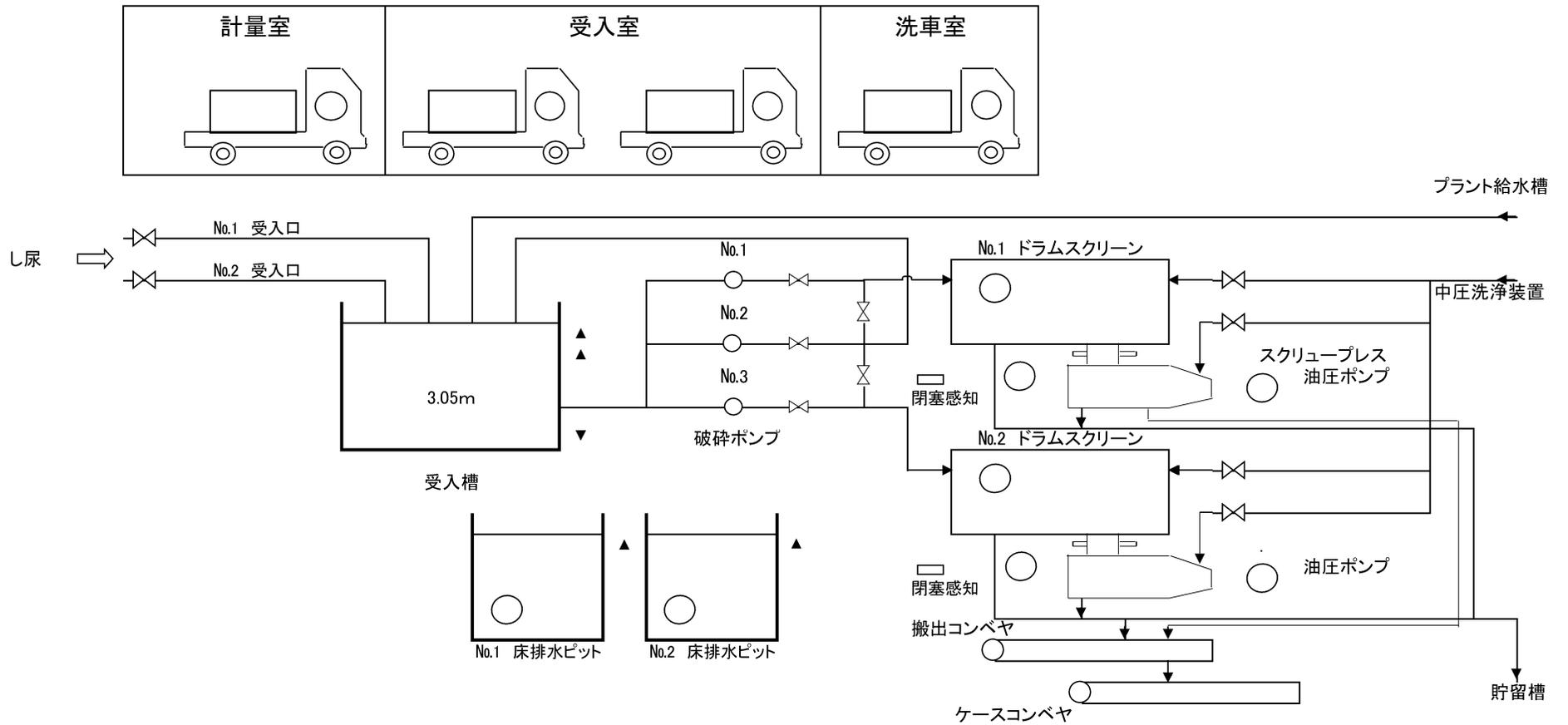
図番

1 / 19

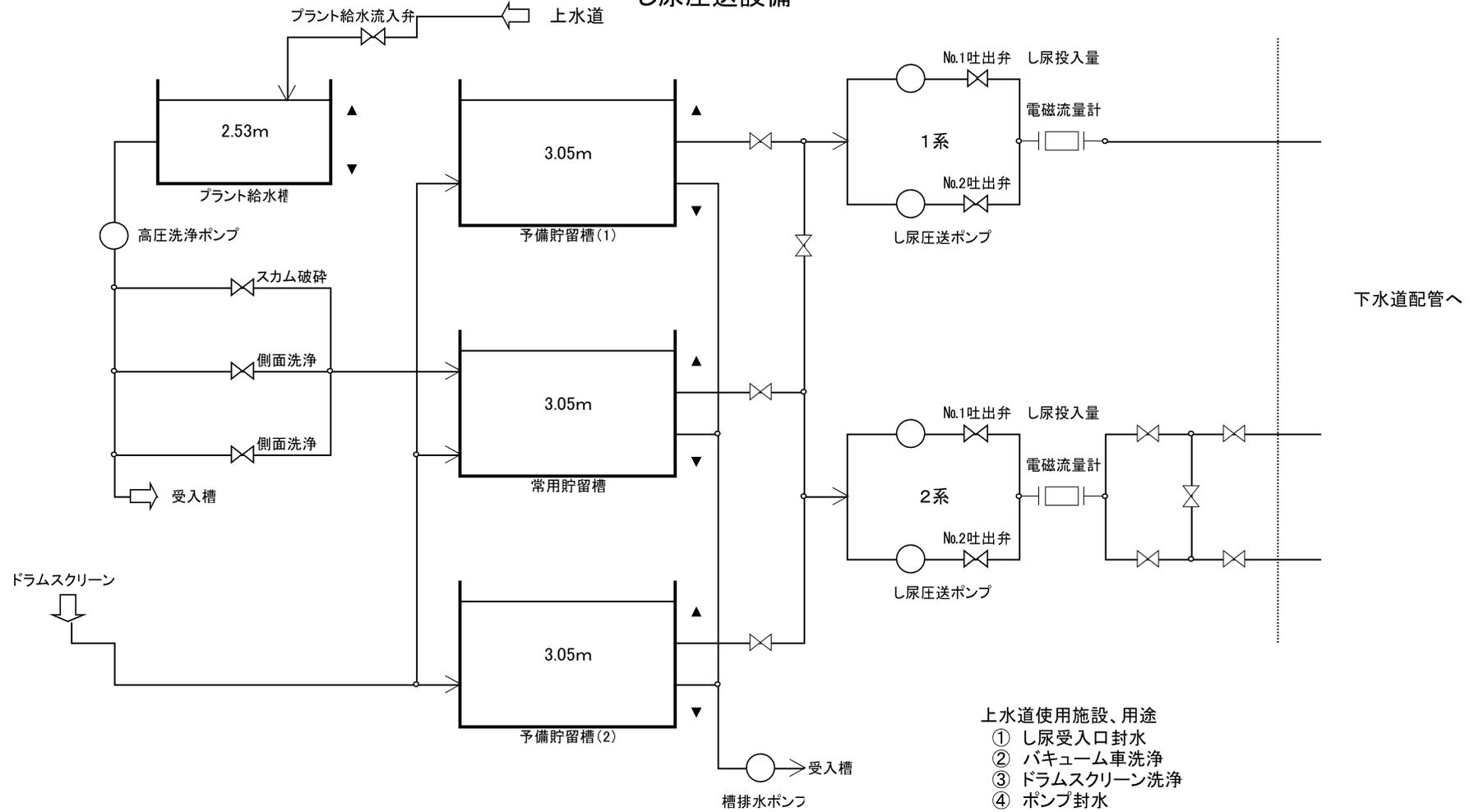


札幌市環境局環境事業部	課名	業務名	図番
	処理場管理事務所	クリーンセンター管理業務 計量設備ブロック図	2 / 19

# し尿受入設備

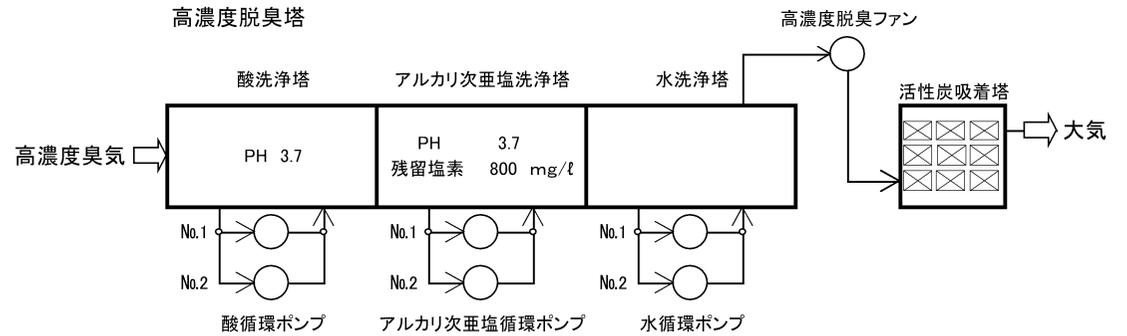
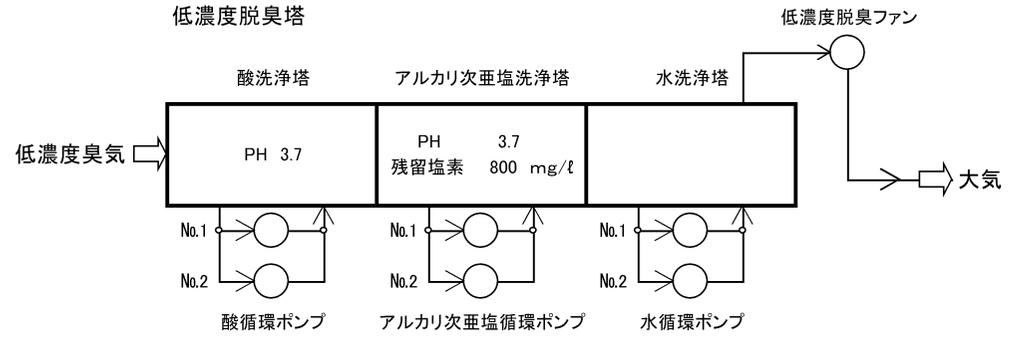
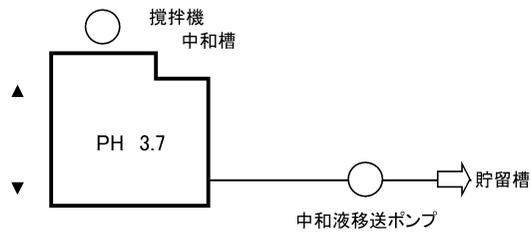
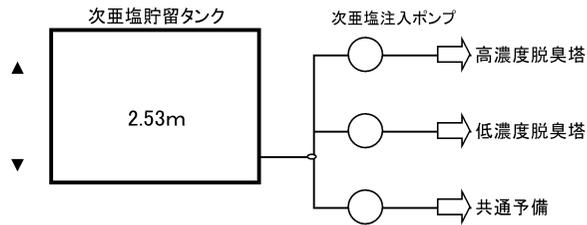
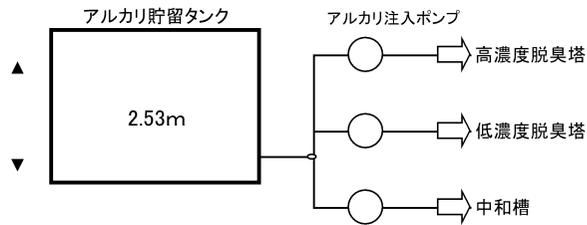
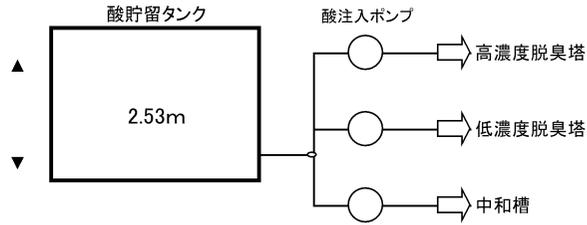


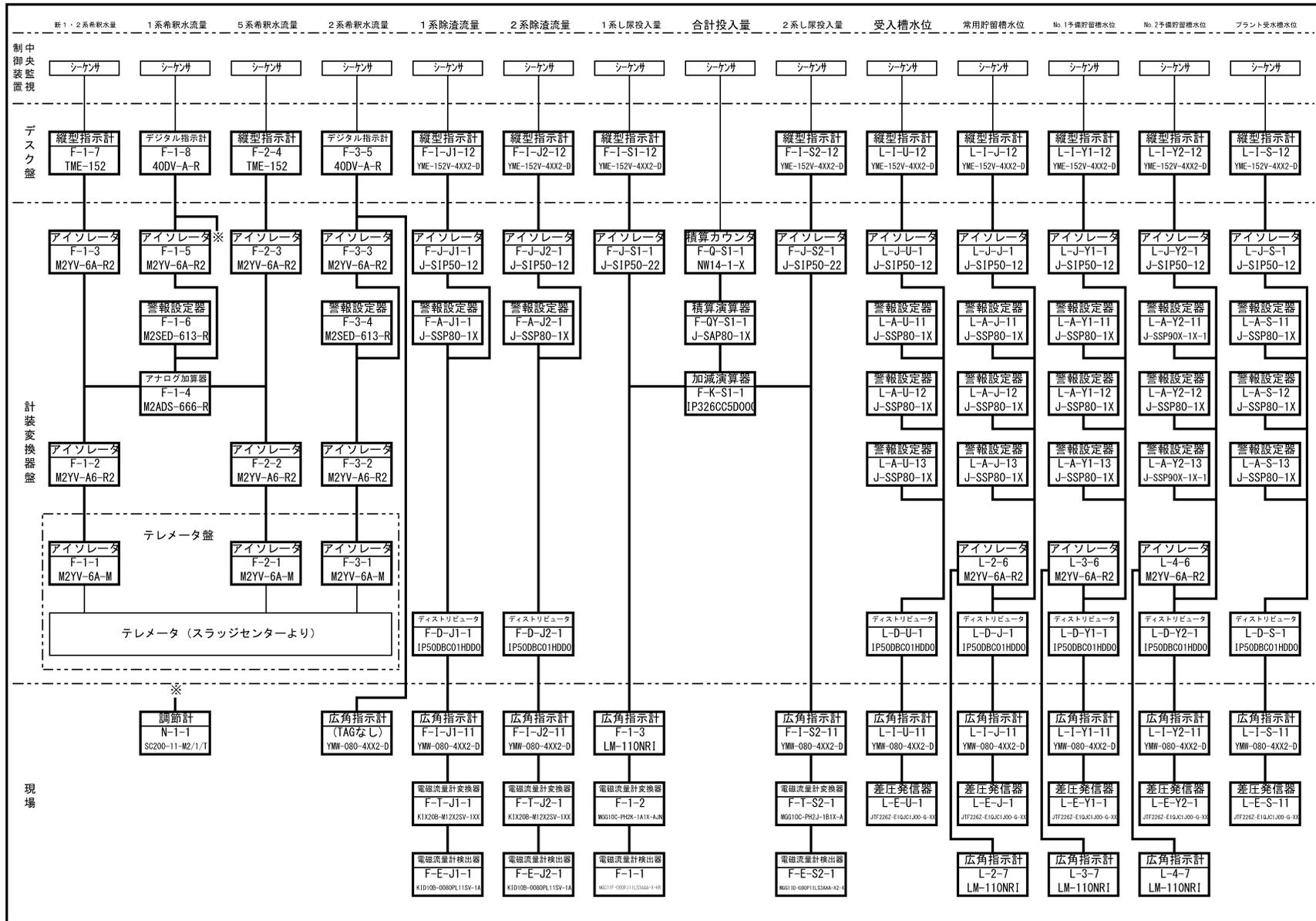
# し尿圧送設備



- 上水道使用施設、用途
- ① し尿受入口封水
  - ② バキューム車洗浄
  - ③ ドラムスクリーン洗浄
  - ④ ポンプ封水
  - ⑤ 各水槽内洗浄
  - ⑥ 場内散水
  - ⑦ 脱臭設備洗浄塔洗浄

## 脱臭処理設備





札幌市環境局環境事業部

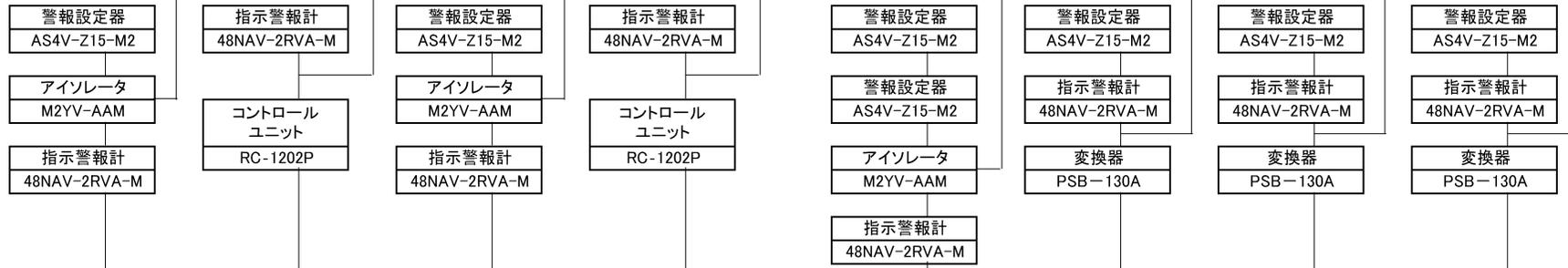
課名	業務名	クリーンセンター管理業務	図番 6 19
処理場管理事務所	図面名	し尿系計装設備フロー図	



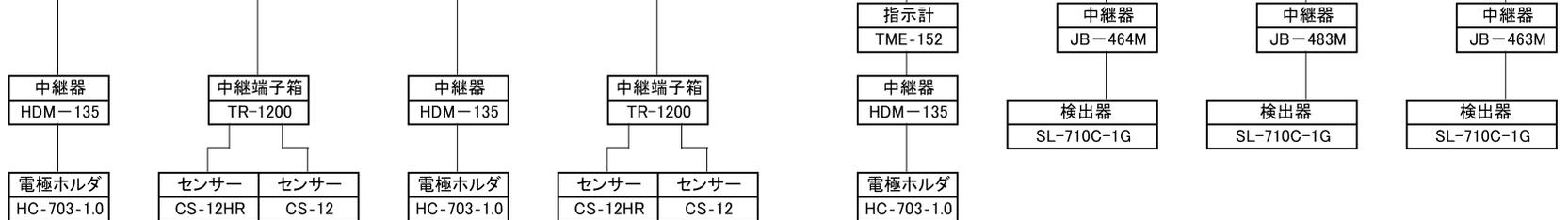
中央監視制御装置



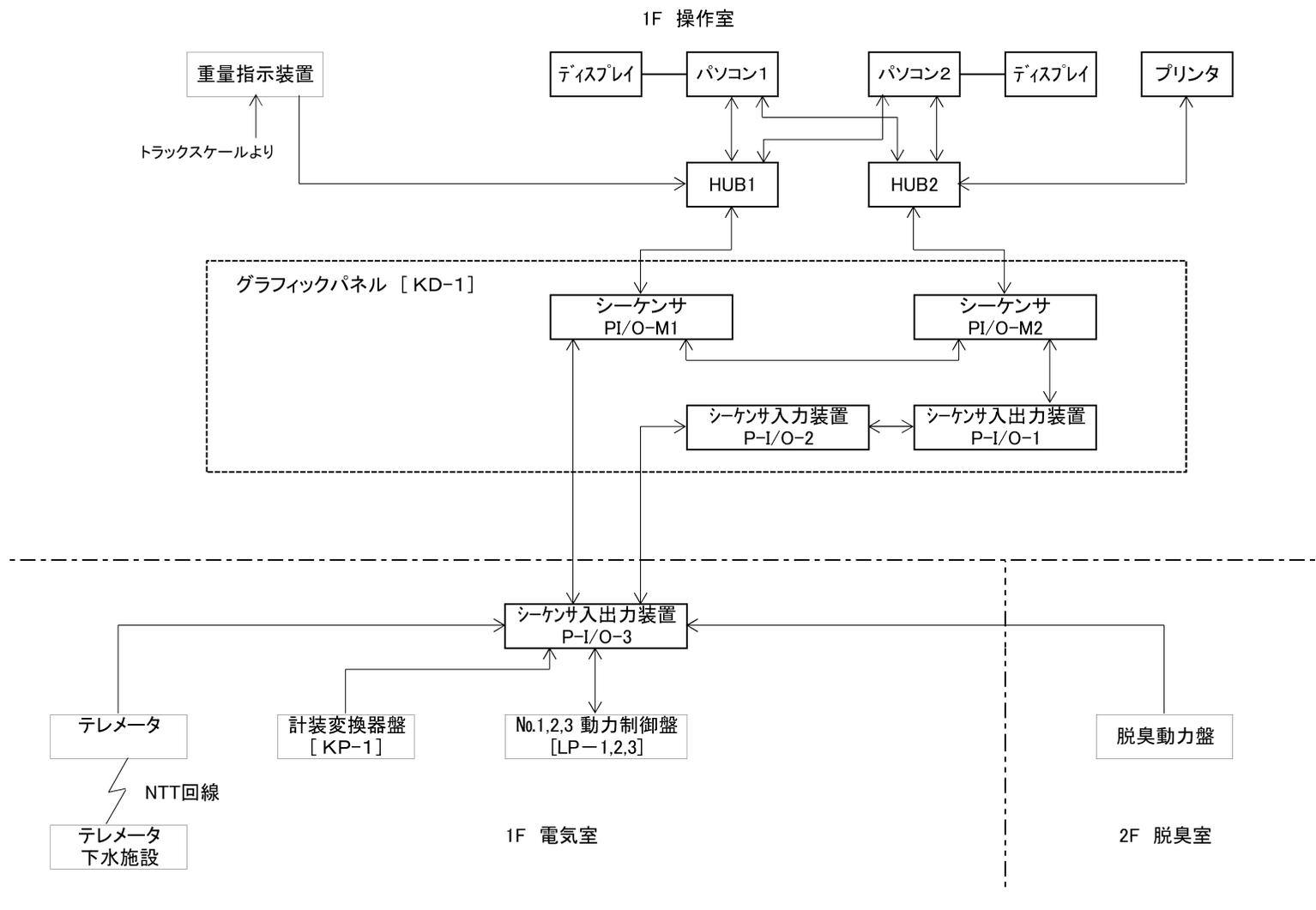
脱臭設備動力制御盤

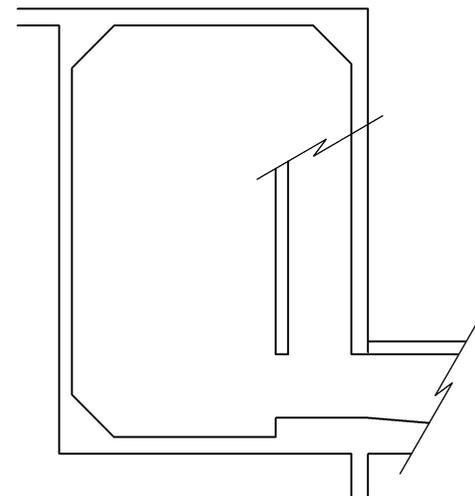
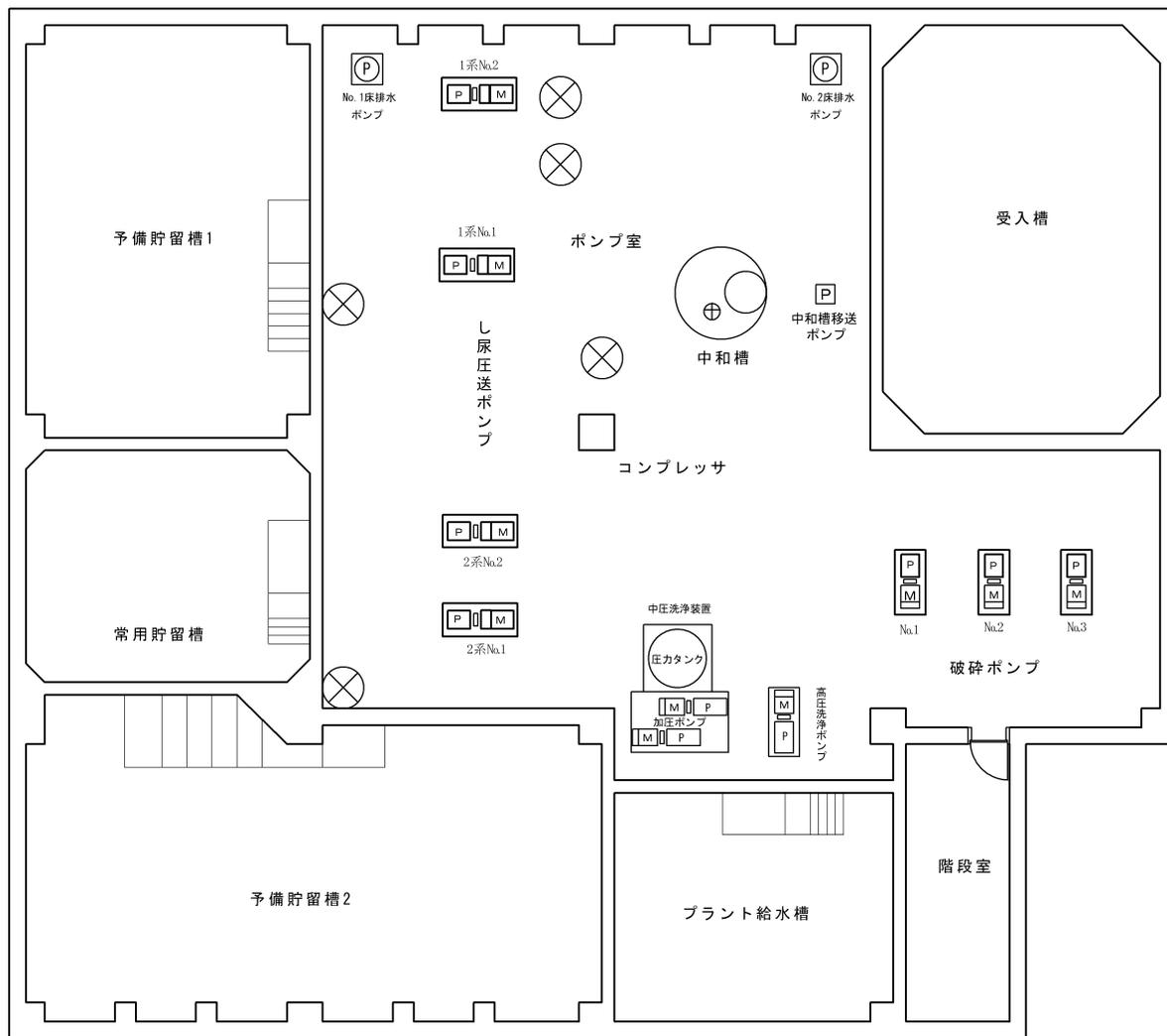


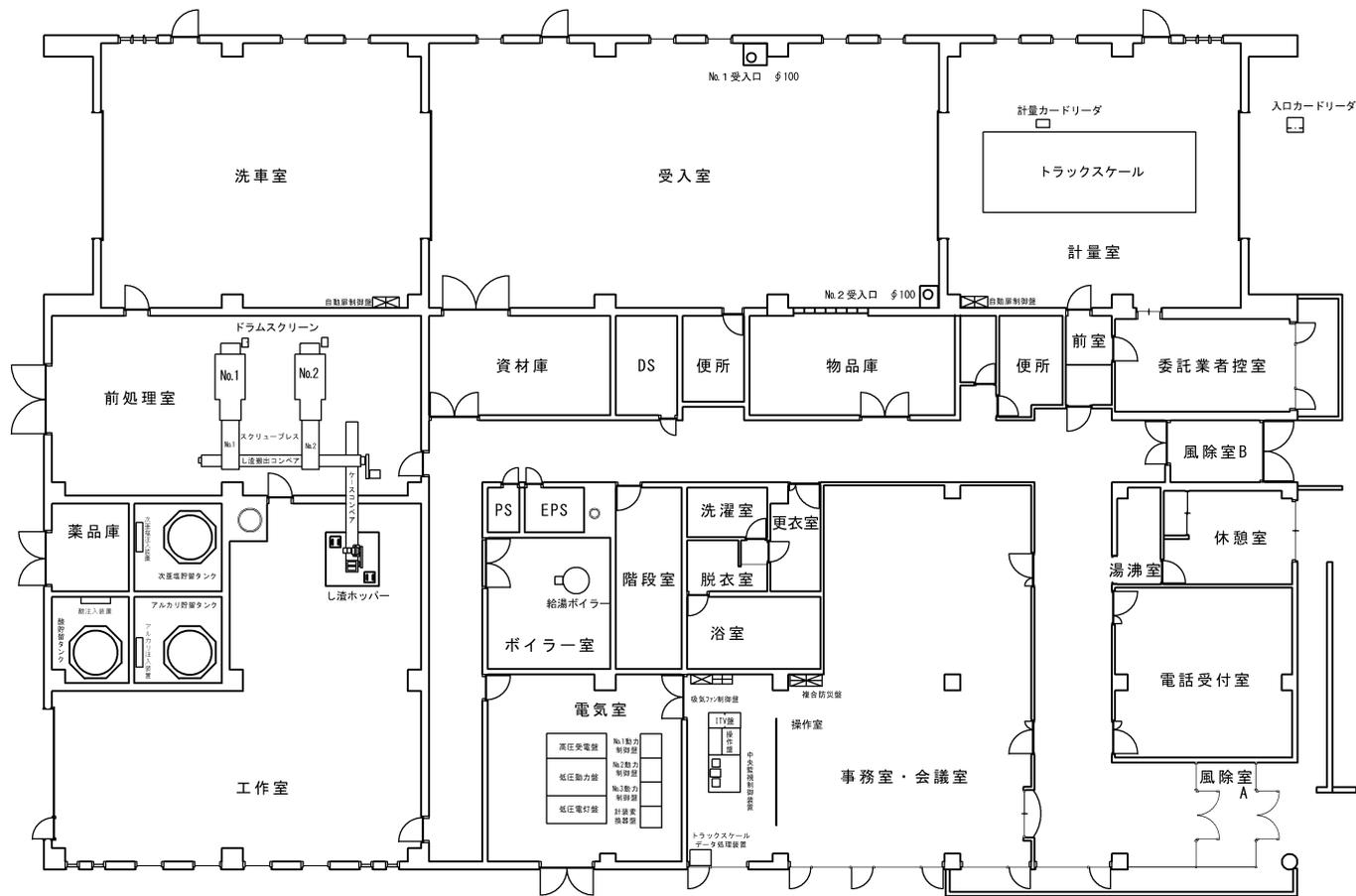
現場

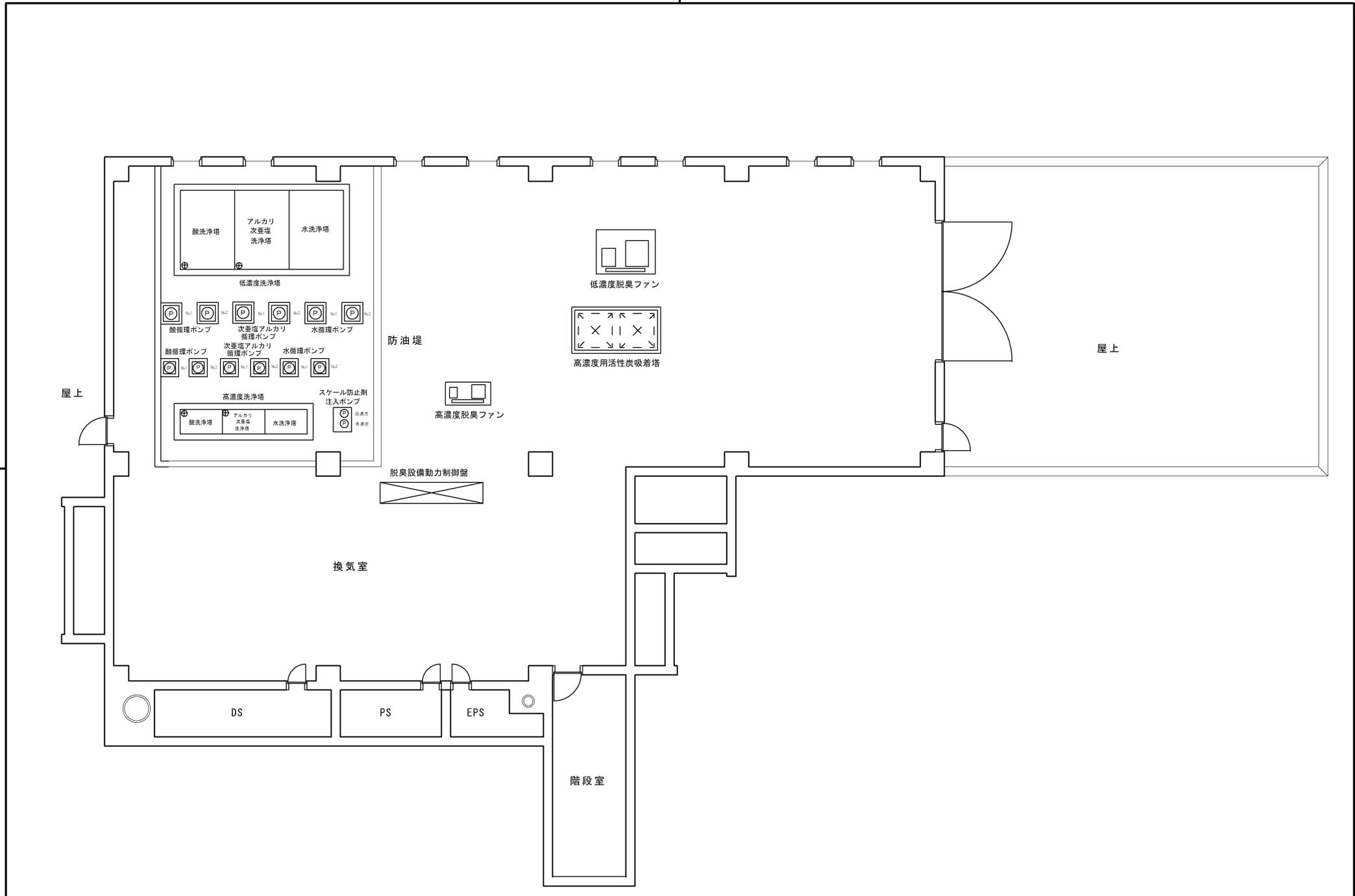


# 中央監視制御視装置

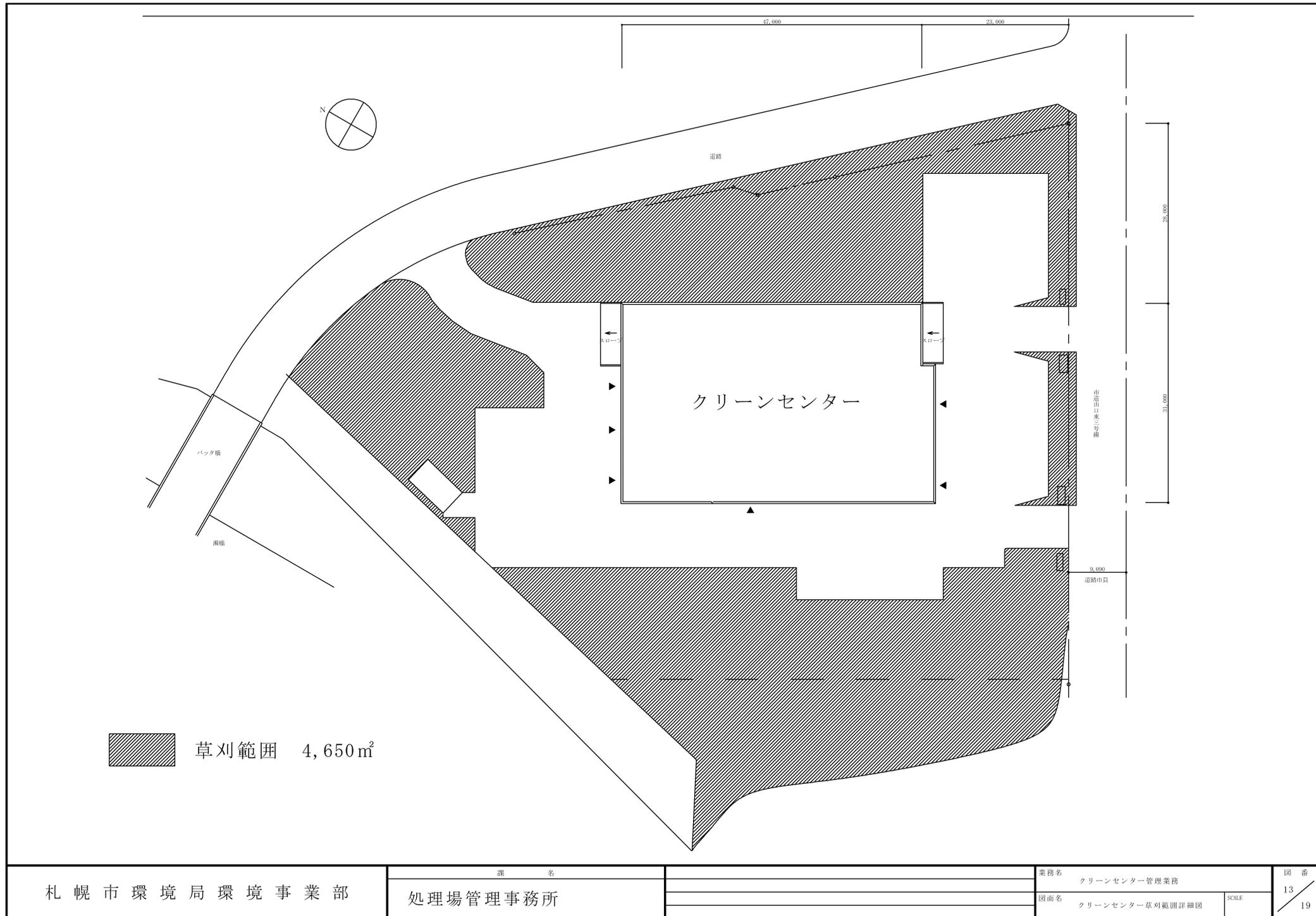












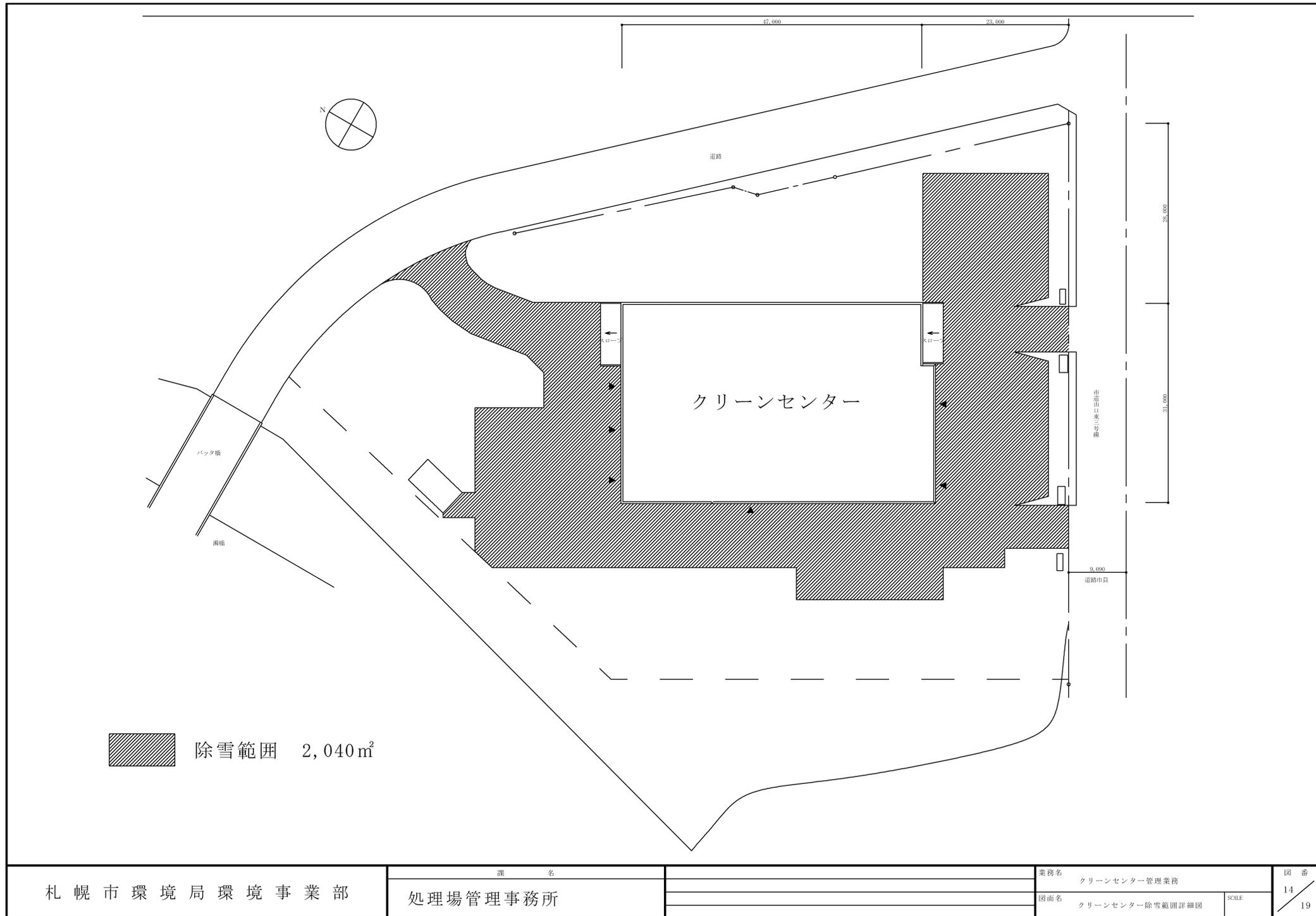
札幌市環境局環境事業部

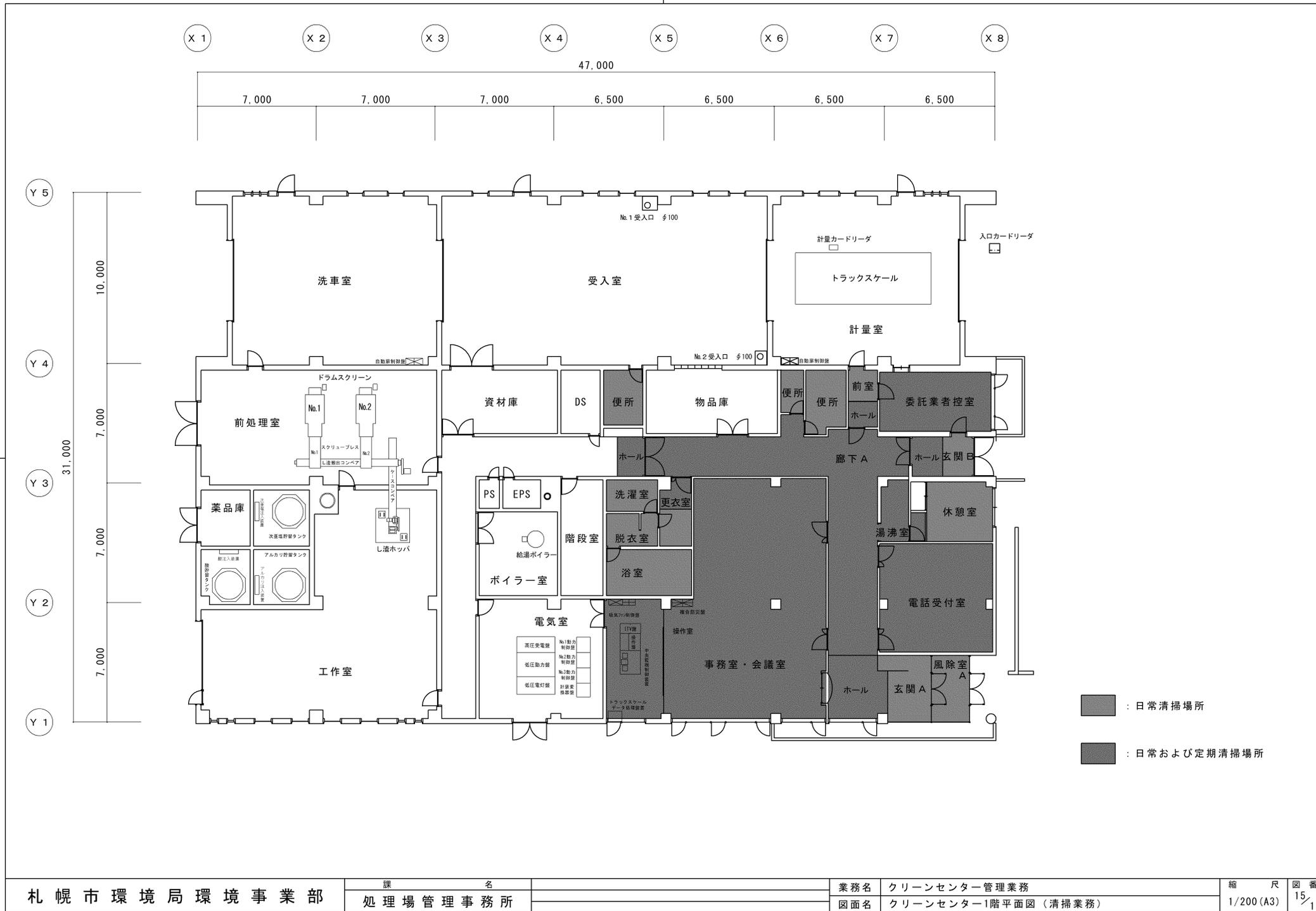
課名  
処理場管理事務所

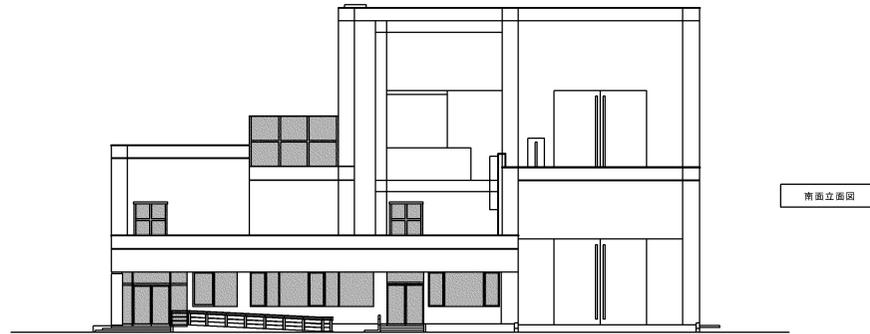
業務名  
クリーンセンター管理業務

図面名  
クリーンセンター草刈範囲詳細図

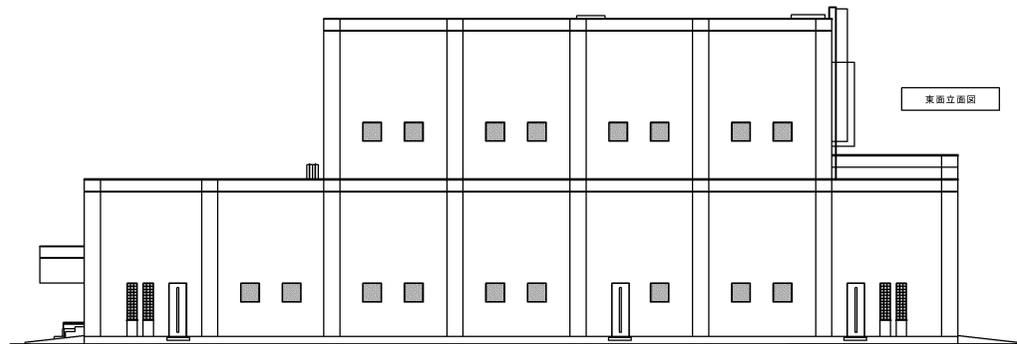
SCALE







南面立面図



東面立面図

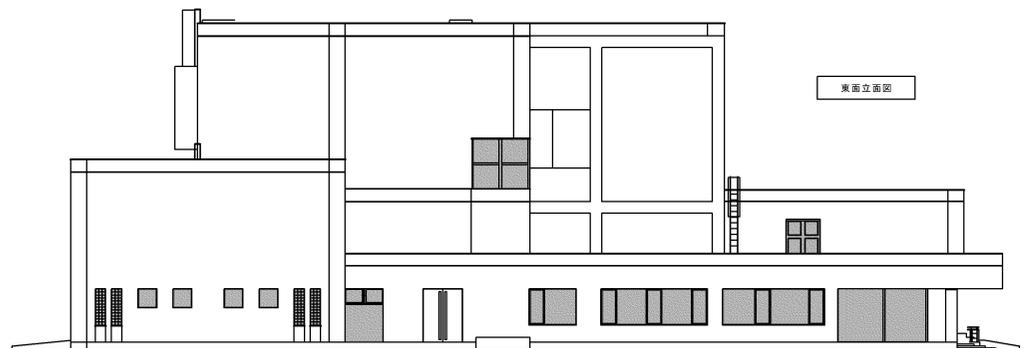
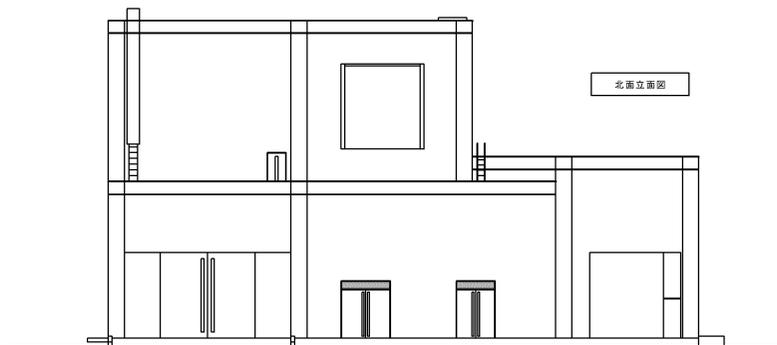
■ : 窓ガラス清掃場所

札幌市環境局環境事業部

課名	課長	係長	業務主任	製図	年月日
処理場管理事務所					

業務名	クリーンセンター管理業務
図面名	クリーンセンター 立面図1 窓ガラス清掃
SCALE	1/100 (A2)

図番  
16  
19



札幌市環境局環境事業部

課名	課長	係長	設計主任	製図	年月日
処理場管理事務所					

業務名	クリーンセンター管理業務
図面名	クリーンセンター 立面図2 窓ガラス清掃
SCALE	1/100 (A2)

図番  
17  
19





## 主要機器一覧

### 低濃度薬液洗浄塔 荏原製作所製

#### ・酸洗浄塔

処理風量 250m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1400W×2600L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-Ⅱ 7.3m<sup>3</sup>

#### ・アルカリ次亜塩素酸洗浄塔

処理風量 250m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1400W×2600L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-Ⅱ 7.3m<sup>3</sup>

#### ・水洗浄塔

処理風量 250m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1400W×2600L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-Ⅱ 7.3m<sup>3</sup>

### 低濃度薬液洗浄塔用薬液循環ポンプ

#### ・低濃度循環ポンプ 6台

製作会社 セイコー加工機(株)  
型式 SPR-0802F10ST  
定格 750ℓ/mini 22m 2,900rpm  
電動機 3相 200V 50Hz 2P 7.5kW 2,890rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

#### ・低濃度脱臭ファン

テクセル耐蝕送風機  
製作会社 セイコー加工機(株)  
型式 FTF-502 RH  
定格 250m<sup>3</sup>/mini 200mmA q 1,610rpm  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 15kW 1,450rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

### 高濃度薬液洗浄塔 水ingエンジニアリング製

#### ・酸洗浄塔

処理風量 50m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1000W×800L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-Ⅱ 1.6m<sup>3</sup>

#### ・アルカリ次亜塩素酸洗浄塔

処理風量 50m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1000W×800L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-Ⅱ 1.6m<sup>3</sup>

- ・水洗浄塔  
処理風量 50m<sup>3</sup>/mini  
寸法 1000W×800L×6270M (FRP)  
充填物 テラレットS-II 1.6m<sup>3</sup>

#### 高濃度薬液洗浄塔用薬液循環ポンプ

- ・高濃度循環ポンプ 6台  
製作会社 セイコー加工機(株)  
型式 SPR-0402F05ST  
定格 150ℓ/mini 22m 2,900rpm  
電動機 3相 200V 50Hz 2P 3.7kW 2,870rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

- ・高濃度脱臭ファン  
テクセル耐蝕送風機  
製作会社 セイコー加工機(株)  
型式 FTF-302 RH  
定格 50m<sup>3</sup>/mini 350mmA q 3,350rpm  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 7.5kW 1,450rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

- ・高濃度用活性炭吸着塔  
荏原製作所製  
型式 3層式添着活性炭(カートリッジ式)  
風量 50m<sup>3</sup>/分  
製造番号 W-930295  
寸法 1420W×2840D×2700H

#### 薬品注入設備

- ・薬品貯留タンク(硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素酸ナトリウム) 3基  
製作会社 (株)ピーエヌシー  
型式 BT-P60  
寸法 1500φ×3700H (FRP)  
内容量 有効6m<sup>3</sup>

- ・酸注入設備  
イワキ定量ポンプ 3台  
製作会社 (株)イワキ  
型式 LK-11VC-02S  
定格 20mℓ/mini 3kgf/cm<sup>2</sup>  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.2kW 全閉外扇屋外型 イワキ製

- ・アルカリ注入設備  
イワキ定量ポンプ 3台  
製作会社 (株)イワキ  
型式 LK-31VC-02S  
定格 250mℓ/mini 3kgf/cm<sup>2</sup>  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.2kW 全閉外扇屋外型 イワキ製

- ・次亜塩素酸ナトリウム注入設備

イワキ定量ポンプ 3台

製作会社 (株)イワキ

型式 LK-32VC-02S

定格 500ml/mini 3kgf/cm<sup>2</sup>

電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.2kW 全閉外扇屋外型 イワキ製

#### 廃液中和設備

##### ・中和槽

製作会社 (株)ピーエヌシー

型式 BT-P10

寸法 2100φ×3100H (FRP)

内容量 有効10m<sup>3</sup>

##### ・中和槽移送ポンプ

テクセル耐蝕ポンプ 2台

製作会社 セイコー加工機(株)

型式 MER-0503F03HSB

定格 150l/mini 10m 2,900rpm

電動機 3相 200V 50Hz 2P 2.2kW 全閉外扇屋外型 日立製

#### し尿前処理設備

##### ・し尿受入槽

内容量 186m<sup>3</sup>(破碎ポンプ運転範囲)

##### ・常用貯留槽

内容量 144m<sup>3</sup>(圧送ポンプ運転範囲)

##### ・予備貯留槽 (1)

内容量 237m<sup>3</sup>(圧送ポンプ運転範囲)

##### ・予備貯留槽 (2)

内容量 346m<sup>3</sup>(圧送ポンプ運転範囲)

##### ・破碎ポンプ 3台

ディスクインテグレータ

製作会社 古河機械金属(株)

型式 FD2H-65

定格 0.34m<sup>3</sup>/mini 13m 1,470rpm

電動機 3相 200V 50Hz 4P 11kW 1,500rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

##### ・ロータリードラムスクリーン 2台

製作会社 山田工業(株)

型式 NS-1500P

処理能力 20m<sup>3</sup>/hr 15rpm

駆動装置 サイクロ減速機 CNHM2-6120-EPTL-29 住友重機械工業(株)製

電動機 3相 200V 50Hz 4P 1.5kW 1,450rpm 全閉外扇屋外型

##### ・スクリープレス 2台

製作会社 山田工業(株)  
型式 SP- I 型  
処理能力 1,000kg/hr 15rpm  
駆動装置 サイクロ減速機 HM8-21813B-TL 住友重機械工業(株)製  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 5.5kW 1,450rpm 全閉外扇屋外型  
油圧ユニット ND89-200-30 ダイキン工業(株)製

・し渣搬出コンベヤ

製作会社 (株)西原環境衛生研究所(※(株)西原環境)  
型式  
処理能力 500kg/hr 9.7rpm  
寸法 300φ×6000ℓ  
駆動装置 サイクロ減速機 CNHM1-6125-TL-59 住友重機械工業(株)製  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.75kW 1,500rpm 全閉外扇屋外型

・ケースコンベヤ

製作会社 (株)西原環境衛生研究所  
型式 ダブルチェーン式  
処理能力 3t/hr 4m/min  
輸送量 3.0m<sup>3</sup>/h  
寸法 350mmW×11,000mmL  
駆動装置 サイクロ減速機 HM2-21310A-TL 住友重機械工業(株)製  
電動機 3相 200v 50Hz 4P 1.5kW 1,500rpm 全閉外扇屋外型

・1系し尿圧送ポンプ 2台

製作会社 古河産機システムズ(株)  
型式 VP2M-601  
定格 0.25m<sup>3</sup>/min 42m 285/min  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 11kW 1,440rpm 全閉外扇屋外型 富士電

・1系し尿圧送ポンプ用吐出弁 2台

電動ボール弁  
製作会社 日立金属(株)  
型式 EM-BU10F1B-80  
口径 100A  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.04kW 全閉外扇屋外型 西部電機製

・2系し尿圧送ポンプ 2台

製作会社 古河機械金属(株)  
型式 SPN-80FC  
定格 0.25m<sup>3</sup>/min 20m 1,590rpm  
電動機 3相 200V 50Hz 4P 7.5kW 1,500rpm 全閉外扇屋外型 東芝製

・2系No.1し尿圧送ポンプ用吐出弁 1台

電動式マディハイバルブ  
製作会社 前澤工業(株)  
型式 MQV-2001-ES  
口径 100A

電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.2kW 安川電気製

・2系No.2し尿圧送ポンプ用吐出弁 1台

電動エキセントリックバルブ

製作会社 エマソンバルブアンドコントロールジャパン(株)

型式 FIG118,F,6,RS16 100A

口径 100A

電動機 3相 200V 50Hz 4P 0.2kW 全閉外扇屋外型 安川電機製

・プラント給水用中圧洗浄装置

ウォーターエース

製作会社 日立製作所

型式 UT-HB(横型ポンプ付)

仕様 65A 1m<sup>3</sup>/min

圧力タンク 7.5kg/cm<sup>2</sup> 3m<sup>3</sup>

・プラント給水用中圧洗浄装置用ポンプ 2台

製作会社 日立製作所

型式 GMN-CH

定格 0.5m<sup>3</sup>/min 46m 1,500rpm

電動機 3相 200V 50Hz 4P 7.5kW 1,500rpm 全閉外扇屋外型 日立製作所製

# し尿くみ取り申込受付業務説明書

(令和7～9年度版)

札幌市環境局環境事業部  
処理場管理事務所

## 1 し尿くみ取り申込受付業務

- (1) し尿くみ取りの申し込みを電話で受けたときは、くみ取り申込書（別紙1）（以下「申込書」という。）にくみ取り場所、申込者の住所、氏名、電話番号等を記入すること。
  - ア 申込者と手数料の納人が異なるときは、納人の住所、氏名、電話番号も記入すること。
  - イ くみ取り場所が分かりにくい場合でも、確実に特定できるよう地図の送付を求める際など、申込者との情報共有を行うための専用パソコンを設けること。
  - ウ くみ取り作業を行う際に、注意すべき事項があるときは、その旨を備考欄に記入すること。
  - エ 受付停止世帯リストに記載されている世帯から、くみ取りの申し込みがあったときは、受付をせずに委託者に連絡するよう申込者に伝えること。
  - オ 前項の連絡に関して、委託者から受付するよう依頼があったときは、通常の例により処理すること。

### 電話受付に係る基本的考え方

- ・ 申込者の立場に立って懇切・丁寧な対応を心がけること。
- ・ 受付内容の守秘義務を徹底すること。
- ・ 常に迅速・効率的な受付処理を行うこと。

## (2) し尿くみ取り世帯管理システムへの入力

- ア 世帯コード台帳若しくはし尿くみ取り世帯管理システム（以下「管理システム」という。）により、申込者の世帯コードを検索して、申込書の所定欄に記入すること。
  - イ 申込内容を管理システムに入力すること。
  - ウ 新しい申込者については、必ず当日内に入力すること。
  - エ 世帯コード台帳は、管理システムが何らかの原因により、機能しなくなった場合に利用するものなので、適宜内容を更新しておくこと。
  - オ 入力項目は十分に確認すること。
- (3) 申込書のし尿収集運搬業務受託者（以下「収集運搬業務受託者」という。）引継ぎ申込書を収集業務受託者の担当区域別に分類し、申込書の1頁目を受付保管用に除いた後、それぞれの収集運搬業務受託者に送付すること。

## 2 し尿収集データ入力業務

- (1) 収集作業を実施した当日分のくみ取り済書（控）（申込書4頁目）及び収入原簿（控）（申込書5頁目）を各収集運搬業務受託者から受領すること。なお、2頁目は収集運搬業務受託者、3頁目はくみ取り申込者の控である。
- (2) 受領した収入原簿の内容を翌日までに管理システムに入力し、日報チェック

リスト（様式7-2）を出力すること。

- (3) くみ取り済書（控）は、受付用の申込書と一緒に整理し5年間保管すること。
- (4) 入力が終わった収入原簿（控）及び日報チェックリストをし尿くみ取り申込受付業務日報（様式7）に添付して委託者に送付すること。

### 3 し尿収集運搬作業調整業務

- (1) 申込者の要請や質問に対して、基本的な事柄については対応できるように、収集運搬業務受託者から実施状況を適宜把握しておくこと。
- (2) くみ取りを行う日に関する申込者の質問対応
  - ア 計画的に区域を分けて巡回収集をしているため、くみ取りを行うまでにある程度日数（通常は申込翌営業日より5営業日）を要することを説明し、申込者の了解を得ること。
  - イ 実施状況によっては、さらに遅れることもある旨伝えること。
- (3) 申込者から、くみ取りを急ぐ若しくは特定の日のくみ取りを要請されたときは、次のように取り扱うこと。

申込者の要請を、その区域を担当する収集運搬業務受託者に連絡すること。
- (4) し尿くみ取りに関して苦情や要望等があったときは、次のように取り扱うこと。
  - ア 収集作業に関する基本的な内容を説明すること。
  - イ 申立人がさらに説明などを求めたときは、速やかに委託者に引き継ぐこと。
  - ウ 内容別に整理して件数を業務日報に記入すること。
- (5) 受付状況等電話案内の設定
  - ア 申し込みの電話が重なり、受けられないとき
  - イ 受付業務終了時
  - ウ 5月における連休（ゴールデンウィーク）時
  - エ 年末年始期間

### 4 くみ取り確認連絡業務

主として仮設トイレリース業者及び建築業者等から、くみ取り作業終了の問い合わせがあるので、次のように処理すること。

- (1) 管理システム又はくみ取り済書（控）により作業状況を確認すること。
- (2) くみ取り作業が未済の場合は、収集運搬業務受託者に連絡し、作業予定を確認すること。
- (3) 上記の結果について、FAX又は電話により回答すること。

申し込者区分	申し込等処理件数 (1日当たり平均)
一般世帯(件)	51(件)
仮設現場(件)	54(件)

(小数点以下切捨て)

※一般世帯(件) 常設＝くみ取り件数 12,462÷243＝51.28 件 (小数点以下切捨て)

仮設現場(件) ＝くみ取り件数 13,165÷243＝54.17 件 (小数点以下切捨て)

令和5年度一般し尿収集実績から

くみ取り申込書(受付用)

コード番号											
区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	①
住所	条 丁目							申 込 月 日	月 日		
								くみ取り 月 日	月 日		
								平成 年度			
氏名	(フリガナ)					様	くみ取り数	単位			
電話											
納入	住所・電話										
	(フリガナ)										
	氏名										
備考								常設	仮設		
納入世帯番号							受付者				

指示事項

くみ取り申込書(作業責任者用)

コード番号											
区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	①
住所	条 丁目							申 込 月 日	月 日		
								くみ取り 月 日	月 日		
								平成 年度			
氏名	(フリガナ)					様	くみ取り数	単位			
電話											
納入	住所・電話										
	(フリガナ)										
	氏名										
備考								常設	仮設		
納入世帯番号							受付者				

くみ取り済書

下記のとおり汲み取りました。

- くみ取り手数料は、1単位(27ℓ)につき、常設390円 仮設800円です。
- 後日、納入通知書を郵送致しますので裏面記載の納入場所(銀行・郵便局等)で納付して下さい。

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	①
住所	条 丁目							申 込 月 日	月 日		
								くみ取り 月 日	月 日		
								平成 年度			
氏名	(フリガナ)					様	くみ取り数	単位			
電話											
納入	住所・電話										
	(フリガナ)										
	氏名										
備考								常設	仮設		

- くみ取りの申し込みは・・・札幌市クリーンセンターへ (くみ取り申込専用でんわ)684-9393
- お問い合わせは・・・処理場管理事務所へ (東)東苗穂2条2丁目2-1 783-5314

くみ取り済書(控)

コード番号											
区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	①
住所	条 丁目							申 込 月 日	月 日		
								くみ取り 月 日	月 日		
								平成 年度			
氏名	(フリガナ)					様	くみ取り数	単位			
電話											
納入	住所・電話										
	(フリガナ)										
	氏名										
備考								常設	仮設		
納入世帯番号							受付者				



# クリーンセンター運転管理日報

様式1-1

業務主任

責任者	担当者

年 月 日 ( )

## 1. 運転日報入力項目

項 目	当 日	前 日	使 用 量	月 間 累 計		
し 渣 搬 出 量 (kg)						
し 渣 発 生 量 (kg)						
し 尿 投 入 ( 圧 送 ) 量 (m <sup>3</sup> )						
砂ろ過水使用量 (m <sup>3</sup> )						
水道水使用量 (m <sup>3</sup> )						
受電電力量 (kWh)					デマンド	
重油使用量 (ℓ)						

※デマンド（最大需要電力）の単位はkW

項 目	前 日	当 日	使 用 量	月 間 累 計	入 荷 量
硫酸使用量 (ℓ)					
苛性ソーダ使用量 (ℓ)					
次亜塩素酸ソーダ使用量 (ℓ)					
灯油使用量 (ℓ)	タンク A				
	タンク B				
	合 計				

※薬品・灯油入荷時は、当日の読みと合算数値で翌日表示。

## 2. 清掃作業

## 3. 室温測定

場 所	実 施		時 刻		測 定 場 所	(°C)
計 量 室	10:00		16:00		受 入 室	
受 入 室	10:00	11:30	14:00	16:00	前 処 理 室	
洗 車 室	10:00		16:00		工 作 室	
					地 下 ポ ン プ 室	
					脱 臭 室	
					薬 品 室	

## 4. 備考




除渣系点検日誌(2-1)

点検時刻	①	②
	10:00	14:00
点検者		

令和 年 月 日 月曜日

ドラムスクリーン	項目		No.1		No.2	
	点検時刻		AM	PM	AM	PM
	電流値(A)					
	ローラーチェーン張り(異常)		有・無	有・無	有・無	有・無
	音・振動(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
	ロールの形成(異常)		有・無	有・無	有・無	有・無
	スクリーン清掃		有・無	有・無	有・無	有・無
	グリス給油(1回/月)		有・無		有・無	
スクリーンプレス	スクリーンプレス区分		No.1		No.2	
	点検時刻		AM	PM	AM	PM
	電流値(A)					
	油圧	圧力(Mpa)				
	ユニット	油量(異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無
	減速機油量(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
	ローラーチェーン張り(異常)		有・無	有・無	有・無	有・無
	音・振動(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
	脱水状況(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
グリス給油(1回/月)		有・無		有・無		
し渣搬出設備	点検設備		し渣搬出コンベヤ		ケースコンベヤ	
	点検時刻		AM	PM	AM	PM
	電流値(A)					
	音・振動(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
	搬出状況(異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無
	グリス給油(1回/月)		有・無		有・無	
備考						

除渣系点検日誌 (2-2)

令和 年 月 日

破 砕 機	項 目	No.1		No.2		No. 3			
	点 検 時 刻	AM	PM	AM	PM	AM	PM		
	電流値 (A)								
	音・振動 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	グリス給油 (1回/月)	有・無		有・無		有・無			
	運転モード	1 ・ 2 ・ 3							
	除渣流量 (m <sup>3</sup> /h)								
中 圧 洗 浄 機	運転モード	手動 ・ 自動		手動 ・ 自動					
	タンク圧力 (Mpa)								
	音・振動 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無					
	稼動ポンプ (電流値 A)	1・2・交互 ( )			1・2・交互 ( )				
	配管漏水 圧力 (Mpa)	有 ・ 無		有 ・ 無					
し 尿 圧 送 ポ ン プ	項 目	1系 (Φ500)			2系 (Φ350)				
	稼動ポンプ (電流値)	1・2 ( )		1・2 ( )		1・2 ( )		1・2 ( )	
	音・振動 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	潤滑油 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	圧送管 (外観検査)	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	グリス給油 (1回/月)				有 ・ 無				
	圧送量 (m <sup>3</sup> /h)								
コ ン プ レ ッ サ ー	点検時刻	AM			PM				
	圧力 (Mpa)								
	冷媒圧力 (Mpa)								
	音・振動 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無					
	ドレン抜き	有 ・ 無		有 ・ 無					
中 和 槽	点検時刻	AM			PM				
	pH値								
	水位(m)								
攪 拌 機	水位(m)								
	音・振動 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無					
	pH計	pH値							
電極清掃・校正		有 ・ 無							
そ の 他	床排水ポンプ	No. 1			No. 2				
	音・振動 (異常有無)	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
	水位計	受入槽			常用貯留槽		プラント受水槽		
	水位チェック・ダイヤフラム洗浄	AM 有・無	PM 有・無	AM 有・無	PM 有・無	AM 有・無	PM 有・無		
	プラント水流入弁 (異常有無)	AM 有 ・ 無			PM 有 ・ 無				

脱臭系点検日誌(2-1)

点検時刻	①	②
	10:00	14:00
点検者		

令和 年 月 日 月曜日

	項目	酸洗浄塔		アルカリ・次亜塩素酸洗浄塔		水洗浄塔		
		AM	PM	AM	PM	AM	PM	
高濃度臭気系	循環ポンプ	稼動ポンプ	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
		電流値 (A)						
		吐出圧 (Mpa)						
		音・振動 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	洗浄塔	補給水量 (ℓ/h)						
		循環水量 (m³/h)						
		マンメータ (mmH2O)						
		噴霧圧力 (Mpa)						
		噴霧状態 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	低濃度臭気系	循環ポンプ	稼動ポンプ	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
電流値 (A)								
吐出圧 (Mpa)								
音・振動 (異常有無)			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
洗浄塔		補給水量 (ℓ/h)						
		循環水量 (m³/h)						
		マンメータ (mmH2O)						
		噴霧圧力 (Mpa)						
		噴霧状態 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
計装		高濃度系 PH値					/	/
	電極清掃・校正	有 ・ 無						
	低濃度系 PH値					/	/	
	電極清掃・校正	有 ・ 無						
機器	項目	高濃度系			低濃度系			
	点検時刻	AM	PM	AM	PM			
	残塩濃度 (mg/ℓ)							
	サンプル流量	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	電極清掃・校正	有 ・ 無			有 ・ 無			
備考								

脱臭系点検日誌(2-2)

令和 年 月 日

脱臭ファン	項目		高濃度系		低濃度系		活性炭吸着塔	
	点検時刻		AM	PM	AM	PM	AM	PM
	電流値 (A)							
	潤滑油 (異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無		
	音・振動 (異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	マノメータ (mmH <sub>2</sub> O)							
コンプレッサー	項目		No. 1		No. 2			
	点検時刻		AM	PM	AM	PM		
	圧力 (Mpa)							
	冷媒圧力 (Mpa)							
	音・振動 (異常有無)		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	ドレン抜き		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
薬品注入設備	項目		酸用		アルカリ用		次亜塩用	
	点検時刻		AM	PM	AM	PM	AM	PM
	高濃度系	操作盤運転状況	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠
		流量 (cc/min)						
		検流器 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振動 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		配管等漏液	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	低濃度系	操作盤運転状況	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠	手・遠
		流量 (cc/min)						
		検流器 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振動 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		配管等漏液	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	中和槽系	操作盤運転状況	⓪手・遠	⓪手・遠	⓪手・遠	⓪手・遠		
		流量 (cc/min)	—	—	—	—		
		検流器 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無		
		音・振動 (異常有無)	有・無	有・無	有・無	有・無		
		配管等漏液	有・無	有・無	有・無	有・無		

その他設備点検日誌

項目	AM	項目	AM	PM
給水設備 残留塩素 (ppm)		防災複合盤(異常有無)	有・無	
燃料供給設備(異常有無)	有・無	電気錠(異常有無)	有・無	有・無
地下タンク(残量・異常)	⓪ 有・無	給湯ボイラ (異常有無)	有・無	
		給湯設備 (異常有無)	有・無	

# 電 気 日 誌

令和 年 月 日 月曜日  
 天候 室温 ℃ 湿度 %

業務主任

点検時刻	①	②
	10:00	14:00
点検者		

電 力 使 用 量 [KWh]			月間累計 [KWh]	最大需要電力
前 日 指 針	当 日 指 針	当日使用量	累 計	
				KW

## 高 圧 受 電 盤

点検時刻	電 圧 [V]			電 流 [A]			電 力	力 率
	R-S	S-T	T-R	R	S	T	KW	%
AM								
PM								

## 低 圧 動 力 盤

点検時刻	電 圧 [V]			電 流 [A]		
	R-S	S-T	T-R	R	S	T
AM						
PM						

## 低 圧 電 灯 盤

点検時刻	電 圧 [V]			電 流 [A]		
	R-N	N-T	T-R	R	N	T
AM					-	
PM					-	

備 考

し尿くみ取り申込受付業務日報

所長	係長	係

責任者	担当者

令和 年 月 日 曜日

受付業務

件数	備	考
	電話申込受付分 一般	件 仮設 件

データ入力業務

件数	実	績	備	考
	別紙日報チェックリストのとおり			

収集作業調整業務

件数	主	な	内	容

くみ取り確認連絡業務

件数	主	な	連	絡	先

その他（苦情等）

件数	主	な	内	容

特記事項（新規世帯ID作成）


# 日 報 チ ェ ッ ク リ ス ト

様式 7-2

令和 年 月 日 ( )  
クリーンセンター

(事業者名 A)										(事業者名 B)									
収 集 状 況			処 理 状 況							収 集 状 況			処 理 状 況						
車 号	回	単 位	繰 越	処 理			残 数	備 考	車 号	回	単 位	繰 越	処 理			残 数	備 考		
				申 込	外 交	計							申 込	外 交	計				
合 計								1台当 残 数		合 計							1台当 残 数		
当月累計										当月累計									
当年累計										当年累計									
区 分	(事業者名 A)			(事業者名 B)			合 計			備 考									
	当日合計	当月累計	当年累計	当日合計	当月累計	当年累計	当日合計	当月累計	当年累計										
計画量(kl)																			
実績量(kl)																			
遂行率(kl)																			
増 減																			



クリーンセンター運転月報

様式 9

令和 年 月

業務主任

責任者	担当者

項 目			収 集 量		収 集 平 均 日 数		収 集 延 べ 台 数		
			今月 (k1)	累計 (k1)	今月 (k1)	今年度 (k1)	今月 (台)	累計 (台)	
し尿 収 集	札幌市	一般し尿	豊平公益						
			公清企業						
			計						
		浄化槽汚泥							
		水洗し尿							
		計							
	石狩市	し尿							
		浄化槽汚泥							
		計							
	当別町	し尿							
		浄化槽汚泥							
		計							
	合 計								
下水道排水量	し尿			使 用 量 等		今 月	累 計		
	プラント水			し 渣 処 理	発 生 量 ( kg )				
	生活給水				搬 出 量 ( kg )				
	総排出量			薬 品 使 用 量	希硫酸(m³)				
			苛性ソーダ(m³)						
			次亜塩素酸ソーダ(m³)						
前 処 理 設 備 運 転 状 況	設 備 名		月間累計(h)	日平均(h)	燃 料 等	重油(ℓ)			
	破碎ポンプ 運 転 時 間	No. 1				灯油(ℓ)			
		No. 2				電 力 使 用 量(kwh)			
		No. 3			検 査 日				
	ドラムスクリーン運 転 時 間	No. 1			水 質 検 査 結 果	p H			
		No. 2				COD (mg/ℓ)			
	スクリュ-プレス運 転 時 間	No. 1				BOD (mg/ℓ)			
		No. 2				SS (mg/ℓ)			
	し尿 圧 送 P	1 系 φ 500	No. 1		今年度希釈倍率 (※ 年度 月改定)				
			No. 2						
		2 系 φ 350	No. 1						
			No. 2						
備 考									

(注) 日平均値は、し尿圧送ポンプが暦日数、し尿収集量及びその他設備は稼働日数で除している。

## 令和 年 月 その他点検・検査作業

	項 目	頻 度	実 施 日 ( 結 果 )
1	受入室ドア設備点検	1回/月	
2	空気呼吸器点検・工具、備品等点検確認	1回/月	
3	地下燃料タンク点検(検知管)	1回/月	
4	屋外燃料タンク点検・燃料供給設備点検	1回/月	
5	し渣処理業務・袋詰	随 時	
6	チェーンブロック、天井クレーン点検	1回/月	
7	電気月例点検(電気室清掃含む)	1回/月	
8	機器グリス給油	1回/月	
9	し渣搬出コンベア板厚測定(羽、底板、ケーシング)	1回/月	
10	ケースコンベア(ガイトレール・底板)点検	1回/月	
11	労働安全パトロール	1回/月	
12	各室清掃(ポンプ室・前処理室・脱臭室)	1回/月	
13	各室清掃(ボイラ室・工作室・薬品室)	1回/月	
14	受入槽内清掃	2回/月	
15	カードリーダー盤点検	4回/月	
16	高低、中和濃度pH計清掃校正	4回/月	
17	高低残塩計清掃校正	4回/月	
18	ドラムスクリーン清掃	4回/月	
19	暖房設備点検(温風暖房機14台)	1回/年	
20	冷房設備点検(冷房室内機6台,外調機5台)	1回/年	
21	水位計ダイヤフラム点検洗浄	1回/年	
22	高低洗浄塔(各3基)補給水注入管、電極清掃	1回/年	
23	スクリーブレス油圧装置オイル交換	1回/年	
24	中圧(2台)・高圧洗浄ポンプ整備	1回/年	
25	換気設備点検(シロッコファン点検清掃)6台	1回/年	
26	低圧絶縁抵抗測定・停電作業	1回/年	
27	受水槽清掃(給水設備)	1回/年	
28	中和槽,攪拌機点検清掃	1回/年	
29	特別清掃(ワックス掛け、窓ガラス清掃)	1回/年	
30	破碎ポンプ整備(刃交換)	2回/年	
31	高・低濃度脱臭ファン整備	1回/年	
32	床排水ポンプ整備(2台整備)	1回/年	
33	コンプレッサー点検整備(3台)	1回/年	
34	ルーフドレン清掃	2回/年	
35	プラント給水槽清掃	1回/年	
36	受入槽・常用貯留槽・除渣槽清掃	2回/年	
37	定期清掃(バフ掛け)	4回/年	
38	ITV監視装置、監視カメラ点検	6回/年	
39	構内草刈業務	2回/年	
40	構内除雪業務	随 時	
	(その他特記事項)		

薬品・重油等月間使用量

クリーンセンター

令和 年 月

クリーンセンター 薬品・重油等 月間使用量

令和 年 月

品 名	前月繰越	受入量	使用量	当月残量
苛性ソーダ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
希 硫 酸	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
次亜塩素酸	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
エバスパース	k g	k g	k g	k g

# 苛性ソーダ 受払簿

クリーンセンター

令和 年 月

	苛性ソーダ(20%水溶液) 単位ℓ			備 考
	繰越量	払出数量	残数量	
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				
計				

# 希硫酸 受払簿

クリーンセンター

令和 年 月

	希硫酸(72.5%水溶液) 単位:ℓ			備 考
	繰越量	払出数量	残数量	
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
計				

# 次亜塩素酸 受払簿

クリーンセンター

令和 年 月

	次亜塩素酸 (単位:ℓ)			備 考
	繰越量	払出数量	残数量	
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
計				

# エバスパース 受払簿

クリーンセンター

令和 年 月

品名	エバスパース(単位:kg)			1箱 20kg.
	受入数量 繰越量:kg	払出数量	残数量	備 考
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				
計				

業務主任

責任者	担当者

報告日：令和 年 月 日

令和 年 月

日常（月）巡視・点検記録  
（電気月例点検）

施設名：札幌市クリーンセンター

---

様式 1 2 別表

日常巡視・点検記録 (1/4)

令和 年 月 日 曜日 天候 ( ) 室温 ( °C ) 湿度 ( % )

点検対象機器	点検方法	点検項目	巡視・点検			結果	処置及び備考	
			日	週	月			
受電設備	責任分界となる 区分開閉器	目視 触手	1. 他物との接触 2. 損傷、腐食、操作紐の切れ			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	引込線 〔電線 ケーブル 支持物 支線 腕木 碍子等〕		1. 架空電線のたるみ、他の工 作物、植物との距離 2. 支持物の損傷、脱落、傾斜 3. ケーブル損傷、変形 4. 保護管の損傷、腐食 5. 埋設標識の有無、損傷 6. 布設部の無断掘削			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	断路器		1. 本体の損傷、変形、変色 2. 接続箇所の変色 3. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	遮断器 開閉器 (高圧交流負荷 開閉器)	目視 聴覚 臭覚	1. 本体の損傷、変形、亀裂 過熱、異音、異臭、汚損 発錆、腐食、漏油、油量 開閉表示 (指示、点灯) 2. 接続箇所の変色 3. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	電力ヒューズ	目視 触手	1. 本体の損傷、亀裂			◎	<input type="checkbox"/>	
	計器用変成器 〔計器用変圧器 計器用変流器 零相変流器等〕	目視 聴覚 臭覚	1. 本体の損傷、亀裂、異音 異臭、汚損			◎	<input type="checkbox"/>	
	変圧器	目視 聴覚 臭覚	1. 温度、異音、異臭 2. 損傷、変形、亀裂、温度 過熱、異音、異臭、汚損 腐食、漏油、油量、振動 3. 接続箇所の変色 4. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	高圧コンデンサー	目視 聴覚 臭覚	1. 損傷、変形、異臭 2. 損傷、変形、異臭、汚損 ふくらみ 3. 接続箇所の変色 4. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

※日、週の日常巡視点検異常は、電気日誌に記入報告すること。月点検結果は□内に、良レ・不良×とする

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

日常巡視・点検記録 (2/4)

点検対象機器		点検方法	点検項目	巡視・点検			結果	処置及び備考
				日	週	月		
配電設備	令和 年 月	目視	1. 損傷、変形、亀裂、汚損			◎	<input type="checkbox"/>	
	母線	目視	1. 銅帯母線・クランプ等の損傷たるみ、被覆損傷、腐食 2. 支持碍子等の損傷、亀裂脱落、汚損			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	受電盤 （電圧計 電流計 表示灯 制御回路 地絡継電器 過電流継電器 等）	目視	1. 指示計器の指示状態、損傷汚損 2. 表示灯の不点、損傷、汚損 3. 裏面配線の損傷、過熱、変色断線、汚損、端子のゆるみ 4. 保護継電器の損傷、汚損設定値及び動作表示の確認 5. 接地線の損傷、外れ、ゆるみ断線 6. 配電盤等点検スペース			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	各計器外観清掃
	受電所建物キュービクルの金属箱	目視	1. 本体の損傷、変形、汚損鍵の状態 2. 本体の損傷、変形、汚損発錆、腐食、雨漏、雨雪侵入鍵の状態、小動物の侵入の有無、換気、塗料剥離、照度不足、周囲の整理整頓状態 3. 接地線の損傷、外れ、断線 4. 予備品の有無、ヒューズ等 5. 消火設備等の状態 6. 標識有無・はがれ			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	電気室清掃
	接地装置	目視	1. 端子の損傷、腐食 2. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

※日、週の日常巡視点検異常は、電気日誌に記入報告すること。月点検結果は□内に、良レ・不良×とする

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

日常巡視・点検記録 (3/4)

点検対象機器		点検方法	点検項目	巡視・点検			結果	処置及び備考
				日	週	月		
配電設備	令和 年 月							
	計器用変成器 計器用変圧器 計器用変流器 零相変流器等	目視 聴覚 臭覚	1. 本体の損傷、亀裂、異音 異臭、汚損			◎	□	
	変圧器	目視 聴覚 臭覚	1. 温度、異音、異臭 2. 損傷、変形、亀裂、温度過熱、異音、異臭、汚損 腐食、漏油、油量、振動 3. 接続箇所の変色 4. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎	□ □ □ □	
	コンデンサー	目視 聴覚 臭覚	1. 損傷、変形、異臭 2. 損傷、変形、異臭、汚損 ふくらみ 3. 接続箇所の変色 4. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎	□ □ □ □	
	母線	目視	1. 銅帯母線・クランプ等の損傷 たるみ、被覆損傷、腐食 2. 支持碍子等の損傷、亀裂 脱落、汚損			◎ ◎	□ □	
	配電盤 電圧計 電流計 表示灯 制御回路 地絡継電器 過電流継電器等	目視	1. 指示計器の指示状態、損傷 汚損 2. 表示灯の不点、損傷、汚損 3. 裏面配線の損傷、過熱、変色 断線、汚損、端子のゆるみ 4. 保護継電器の損傷、汚損 設定値及び動作表示の確認 5. 接地線の損傷、外れ、ゆるみ 断線 6. 配電盤等点検スペース			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	□ □ □ □ □ □	各計器外観清掃
	低圧動力・電灯盤 指示計器 操作表示灯 遮断器(ブレーカ) 操作開閉器 電磁開閉器 制御回路	目視	1. 指示計器の指示状態、損傷 汚損 2. 表示灯の不点、損傷、汚損 3. 配線の損傷、過熱、変色 断線、汚損、端子のゆるみ 4. 漏電遮断器の動作確認 5. 操作開閉器の動作確認 6. 電磁開閉器の喰り、過熱 7. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	□ □ □ □ □ □ □	

※日、週の日常巡視点検異常は、電気日誌に記入報告すること。月点検結果は□内に、良レ・不良×とする

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

日常巡視・点検記録 (4/4)

点検対象機器		点検方法	点検項目	巡視・点検			結果	処置及び備考
				日	週	月		
配電設備	令和 年 月	目視	1. 端子の損傷、腐食 2. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	電動機 (動力盤)	目視 聴覚 臭覚 触手	1. 本体の損傷、異音、異臭 汚損、振動 2. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
電気使用場所の設備	電気溶接 (作業用電源盤)	目視 聴覚 臭覚	1. 本体の損傷、変形、汚損 腐食、過熱 2. 溶接ケーブルの損傷、亀裂 接続方法 3. 溶接ホルダーの損傷 4. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	照明設備 (電灯分電盤)	目視 聴覚	1. 本体の損傷、変形、変色 異音, 腐食, 脱落, 防水, 不点 2. 接地線の損傷、外れ、断線			◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	配線及び配線器具	目視 聴覚 臭覚	1. 開閉器、配線器具等 損傷、変形、亀裂、腐食 異音、異臭、過熱、汚損 脱落、変色 2. 配線 電線の被覆損傷、接続方法 3. 漏電遮断器及び漏電火災警報器の試験ボタンによる動作確認 4. 分電盤、操作盤等の損傷 汚損、操作、点検用スペース			◎ ◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	その他機器 (暖房分電盤)	目視 聴覚 臭覚 触手	1. 本体の損傷、異音、異臭 汚損、振動、過熱、腐食 2. 接地線の損傷、外れ、断線 3. 汚損箇所の清掃			◎ ◎ ◎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

※日、週の日常巡視点検異常は、電気日誌に記入報告すること。月点検結果は□内に、良レ・不良×とする

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業務担当

責任者	担当者

施設名 札幌市クリーンセンター

様式13

令和 年度

## 電気関係定期点検記録

### ① 電気絶縁抵抗測定

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 1/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )		天候		室温 °C		湿度 %				
測定者:		測定器:								
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)										
測 場 定 所	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
			R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R		
電 力 制 御 盤 Λ L P 1 V	主 幹	400A							測定前にA011FL1を 抜くこと。(ヒューズ)	
	No.1	No1 破砕ポンプ	11							
		No2 破砕ポンプ	11							
		No3 破砕ポンプ	11							
		No1 ドラムスクリーン	1.5							
		No2 ドラムスクリーン	1.5							
		No1 スクリュープレス	5.5							
		No2 スクリュープレス	5.5							
		No1 スクリュープレス油圧ポンプ	0.4							
		No2 スクリュープレス油圧ポンプ	0.4							
		し渣搬出コンベア	0.75							
		No1 ドラムスクリーン洗浄水弁	0.055							
		No2 ドラムスクリーン洗浄水弁	0.055							
		No1 スクリュープレス洗浄水弁	0.055							
		No2 スクリュープレス洗浄水弁	0.055							
	室	1	No.1受入口	0.025						
V		No.2受入口	0.025							
No.2		プラント受水槽用洗浄ポンプ	15							
		2系 No1 し尿圧送ポンプ	7.5							
		2系 No2 し尿圧送ポンプ	7.5							

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 2/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )			天候			室温 °C			湿度 %		
測定者:			測定器:								
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	機 器 名 (回 路 名)		容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-S	N-E	T-R		
電	動 力 制 御 盤 L P   2	2系 No1し尿圧送ポンプ吐出弁	0.2								
		2系 No2し尿圧送ポンプ吐出弁	0.2								
電 氣 制 御 盤 L P   3	動 力 制 御 盤 L P   3	ケースコンベア	1.5								
		プラント受水用中圧洗浄装置	100A								
		計量室ロードヒーティング	50A								
		槽排水ポンプ	3.7								
		NO1 床排水ポンプ	1.5								
		NO2 床排水ポンプ	1.5								
		機器搬入出用ホイス	1.9								
		CH4・O2動力盤	50A								
		制御TR1次									
		制御電源	15A								
		予備	15A								
		NO1 受入槽洗浄弁	0.115								
		NO2 受入槽洗浄弁	0.115								
		プラント受水流入弁	5A								
		室	NO1 V	NO1 常用貯留槽洗浄弁	0.115						
NO2 常用貯留槽洗浄弁	0.115										
NO3 常用貯留槽洗浄弁	0.115										
低 圧 電 気 制 御 盤 L P   3	予 備	主 幹	100								
		電気室遠赤ヒーター	10*2								

※ この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 3/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 °C		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
事 務 室		主 幹	125								
	電	A	操作室・電気・ボイラ電灯	20							
		B	事務室・会議室電灯	20							
	灯	C	各トイレパネルヒーター	20							
		D	更衣・洗濯・脱衣パネルヒータ	20							
		E	屋外外灯(接触器一次側)	20							
			屋外外灯(接触器二次側)								
	電	F	湯沸室電気温水器	20							
		G	事務室・ホールテープヒータ	20							
	盤	H	電気焼却薬品庫テープヒータ	20							
		I	湯沸室電磁プレート	20							
	ハ	J	予 備	20							二次解放
	1	1	風除室A・ホール電灯	20							
	L	2	湯沸室・休憩室A・B電灯	20							
		3	更衣・洗濯風呂受入トイレ電灯	20							
	1	4	廊下電灯、男女トイレ	20							
	∨	5	洗濯室・脱衣室コンセント	20							
			〃 負荷(洗濯機除)								
	6	ITVモニター卓	20							絶縁測定外	
	7	操作事務休憩室電話受付FF	20								
	8	操作・事務・会議室ロスナイ	20								

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 4/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 ℃		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
事 務 室	電 灯	9	操作・電気・ボイラー室コンセント 負荷(TV/オイルヒータ除)	20							
		10	事務室床・風除室Aコンセント 受付室検索用コンピュータ " 負荷(ファックス除)	20							絶縁測定外
	分	11	火報用	20							絶縁測定外
		12	AMP用	20							絶縁測定外
	電 盤	13	電話他	20							絶縁測定外
		14	FF制御・セコム・電気錠電源	20							絶縁測定外
	ハ 1	15	事務室・廊下コンセント " 負荷(ワープロ除)	20							絶縁測定外
		16	ホール・会議室コンセント " 負荷(電話受付FAX除)	20							絶縁測定外
	L 1	17	事務室アース付コンセント	20							絶縁測定外
		18	湯沸室・休憩室コンセント " 負荷(TV/冷水器・自販機除)	20							負荷を外して
	V	19	会議室、アース付コンセント " 負荷電話受付コンピューター除	20							絶縁測定外
		20	自販機コンセント(廊下)	20							
21		男女トイレコンセント	20								
22		予 備	20							二次開放	

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 5/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 ℃		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
廊 電 盤 下	電 灯 分 盤	主 幹		150							
		A	洗車室水銀灯 (RR-A1)	20							
			受入室水銀灯 (RR-A2)								
			計量室水銀灯 (RR-A3)								
		B	計量室外灯 (RR-B1)	20							
			計量室壁灯 (RR-B2)								
			受入室壁灯 (RR-B3)								
		C	前処理室電灯 (RR-C1)	20							
			前処理室電灯 (RR-C2)								
			洗車室壁灯 (RR-C3)								
	洗車室外灯 (RR-C4)										
	D	工作室電灯 (RR-D1)	20								
		工作室電灯 (RR-D2)									
		薬品庫電灯 (RR-D3)									
		物品庫電灯 (RR-D4)									
	E	換気室電灯 (RR-E1)	20								
		脱臭室電灯 (RR-E2)									
	F	し尿圧送ポンプ室電灯 (RR-F1)	20								
		し尿圧送ポンプ室電灯 (RR-F2)									
	G	オートリフタ(計量室)	20								
オートリフタ(受入室)											

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 6/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )	天候                      室温   ℃                      湿度   %
測定者:	測定器:

## 低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)

測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
廊 電 分 盤 1 L   2 V	G	オートリフタ(洗車室)	20								
	H	換気室・脱臭室テープヒーター	20								
	I	テープヒーター 1階(車路)	20								
	J	前処理室水銀灯	20								
	K	タイマー電源	20								
	1	階段電灯	20								
	2	地下コンセント	20								
	3	前処理・工作・薬品庫FFストーブ	20								
	4	工作室コンセント、前処理、薬品庫	20								
		ドラムスクリーン・薬品注入口電灯	20								
	5	器材庫他コンセント	20								
	6	物品庫コンセント	20								
	7	受入室・洗車室コンセント	20								
	8	受入室・計量室コンセント	20								
		トラックスケール床排水ポンプ制御盤	16								
	9	車路信号盤	20								絶縁測定外
10	2階コンセント(脱臭室)	20									
11	2階FFストーブ(脱臭室)	20									
12	ITVリレーBOX	20								絶縁測定外	
13	誘導灯	20									
14	ユニット電源	20									
15	リモコンランス	20									
16	P-2盤へ	20									

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 7/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )			天候			室温 °C		湿度 %				
測定者:			測定器:									
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)												
測 場 定 所	番 号	機 器 名		容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
		(回 路 名)			R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
電 気 室	低 圧 盤 ∧ 1   L   3 ∨	電気室コンセント(キューピクルより)		15								
		キューピクル水銀灯(キューピクルより)		3								
		〃 用 コンセント										
器 材 庫	建 築 動 力 ∧ 電 気 暖 房 盤 ∨	主 幹		175A								
		遠赤外線ヒータ11		3.0								
		遠赤外線ヒータ12		3.0								
		遠赤外線ヒータ21		3.0								
		遠赤外線ヒータ22		3.0								
		遠赤外線ヒータ23		3.0								
		遠赤外線ヒータ31		3.0								
		遠赤外線ヒータ32		3.0								
		ヒーテング 41		2.7								
		ヒーテング 42		2.7								
	作 業 電 源	L B   1	主 幹		30A							
			予 備		15A							
物 品 庫	作 業 電 源	L B   2	主 幹		50A							
			予 備		30A							
ボ イ ラ ー 室	電 灯 盤 1   L   3	主 幹		50								
		A	ロードヒーテング ボイラ(N・T)		30							
			倉庫電源用(R・N)									
B	プラントテープヒータ 1		20									

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 8/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 °C		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R		
1 L 3 盤	C	プラントテープヒータ 2	20								
	D	予 備	20								
ボ 建 築 動 力 ハ P ラ   1 V 室		主 幹	175A								
		委託室冷房(PAC-1)	1.32								
		休憩室冷房(PAC-2)	1.32								
		電気室冷房(PAC-3)	2.13								
		電話受付室冷房(PAC-4)	2.56								
		事務所冷房(PAC-5)	7.83								
		給水ポンプ(WP1)	1.5								
		給水ポンプ(No. 2)	1.5								
		物品庫動力盤	75A								
		排気ガスファン	0.99								
		ボイラー(B-1)	0.29								
		シャッタ電源	0.75								
		給湯ポンプ(LP-1)	0.15								
		給湯ポンプ(LP-2)	0.15								
		操作電源	—								
		ポ ン パ ー		主 幹	20A						
No.1ポンプ	15A										
No.2ポンプ	15A										

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧9/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )		天候		室温 °C		湿度 %			
測定者:				測定器:					
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)								判 定	備 考
測 場 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	線 間			線 間		
				R-E	S-E	T-E		R-S	S-T
工 設 備	し 動 力 制 御 盤	主 幹	175A						
		投入コンベア	0.75						
		し渣ホッパ	0.4						
		重油ブザー盤内コンセント(100V)	10A						
		ホイストクレーン電源	30A						
		オイルポンプ制御盤	150A						
作 業 用 電 源	作 業 用 電 源 1 2 0 0 V 水 銀 灯 用 盤	主 幹	100A						
		イクラーク溶接機	50A						
		し渣袋	50A						
		し渣搬出装置	20A						左側
		し渣ホッパ壁コンセント							左側 中3階
		作業台コンセント	15A						右側

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 10/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 °C		湿度 %				
測定者:				測定器:								
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)												
測 場 定 所	番 号	機 器 名		容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
		(回 路 名)			R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
工 作 室	オイルポンプ	制御盤 △ P1 ▽	主 幹		30							
			オイルポンプ(1)		0.2							
			オイルポンプ(2)		0.2							
			制御電源		-							
屋 外 ・ 倉 庫	倉庫電 △ R N   3 A ▽	相	主 幹(ELB)		20							
			倉庫照明・コンセント									
			倉庫水銀灯盤(ELB)		10							
屋 外 用 ロ ー ド 建 物 イ ン グ	RHU △ R N   3 A ▽	相	主 幹(ELB)		30							
			ボイラー		15							
			給熱ポンプ		20							
			加圧ポンプ		4							
			ロードヒーティングユニット内コンセント		16							
			操作回路/伝送装置		5							

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 11/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )		天候		室温 °C		湿度 %				
測定者:		測定器:								
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)										
測 場 定 所	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
			R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R		
脱 臭 1	主 幹	350A								
	高濃度脱臭ファン	7.5								
	NO1 高濃度酸循環ポンプ	3.7								
	NO2 高濃度酸循環ポンプ	3.7								
	NO1高濃度アルカリ次亜循環ポンプ	3.7								
	NO2高濃度アルカリ次亜循環ポンプ	3.7								
	NO1 高濃度水循環ポンプ	3.7								
	NO2 高濃度水循環ポンプ	3.7								
	低濃度脱臭ファン	15								
	設 1 V	洗浄水補給水弁 高濃度用補給水弁(100V)	0.02							
低濃度用補給水弁(100V)		0.02								
作業用コンセント(100V)		15A								
薬品注入装置(100V)		0.025								
備 1 2 V	NO1 低濃度酸循環ポンプ	7.5								
	NO2 低濃度酸循環ポンプ	7.5								
	NO1低濃度アルカリ次亜循環ポンプ	7.5								
	NO2低濃度アルカリ次亜循環ポンプ	7.5								

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧12/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 ℃		湿度 %		
測定者:				測定器:						
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)										
測 場 定 所	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
			R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R		
脱	∧	NO1 低濃度水循環ポンプ	7.5							
	P	NO2 低濃度水循環ポンプ	7.5							
	1	活性炭搬出入用天井クレーン	30A							
		中和槽攪拌機	0.75							
	2	NO1 中和液移送ポンプ	2.2							
	∨	NO2 中和液移送ポンプ	2.2							
臭	∧	高濃度用酸注入ポンプ	0.2							
		低濃度用酸注入ポンプ	0.2							
		中和槽用酸注入ポンプ	0.2							
	P	高濃度用アルカリ注入ポンプ	0.2							
		低濃度用アルカリ注入ポンプ	0.2							
		中和槽用アルカリ注入ポンプ	0.2							
	1	高濃度用次亜塩注入ポンプ	0.2							
		低濃度用次亜塩注入ポンプ	0.2							
		共通予備用次亜塩注入ポンプ	0.2							
	備		制御電源 共通							
机コンセント			1.0A							
3		蛍光灯電源(盤内)	15A							
		薬品注入ポンプ	15A							
		∨								

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 13/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 °C		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (A)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	N-E	T-E	R-N	N-T	T-R		
脱 臭	建 築 動 力 P ア ン ハ 1 0 1 0 V 3 用	給 排 気 フ ア ン	主幹	50							
			薬品庫(VF-7)								
			〃 ファン	20							停止中
			〃 給気シャッタ								
			薬品庫(VF-7)	20							停止中
			〃 排気シャッタ								
			ボイラ室(SF-1)	20							
		ボイラ室(EF-1)	20								
		盤内コンセント PS照明用コンセント	15								
室	作 業 電 源	△ L B   2 ▽	主 幹	20							
			コンセント回路	20							

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧14/15)

令和 年 月 日 ( 曜日 )			天候		室温 °C		湿度 %				
測定者:			測定器:								
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考	
			R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R			
脱臭室	建築動力	主 幹	175A								
	P2	工作室給気F(SF-3)	7.5								
		工作室排気F(EF-2)	7.5								
		洗車室(SF-5)	3.7								
		ポンプ室(SF-4)	1.5								
		ポンプ室(EF-3)	1.5								
		200V	脱臭室(給気)VF-8-1.2	0.27							
	〃シャッタ電源1・2		20A								
	給	脱臭室(排気)VF-8-3.4	0.27								
		〃シャッタ電源3・4	20A								
	排気ファン	電気室(SF-2)(給気)	0.4								
		電気室(VF-9)(排気)	0.1								
		〃シャッタ電源1・2	20A								
	2Fコンプレッサ盤	No1コンプレッサ	3.7								
No2コンプレッサ		3.7									
No1エアードライヤ		2.5									
No2エアードライヤ		2.5									

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 電 気 絶 縁 抵 抗 測 定

施設名:札幌市クリーンセンター

(低圧 15/15 )

令和 年 月 日 ( 曜日 )				天候		室温 °C		湿度 %			
測定者:				測定器:							
低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定 (単位:MΩ/500V)											
測 場 定 所	番 号	機 器 名 (回 路 名)	容 量 (KW)	大 地 間			線 間			判 定	備 考
				R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R		
地          下	2 作 業 用 電 源 V 源	L B	主 幹	50A							
			地下コンプレッサ	5.5							
		B 1	ドライヤ	10							
	ポン パ		No.1ポンプ	15							
			No.2ポンプ	15							
	中 圧 洗 浄 装 置	ウ 制 御 タ ク ト ス 盤	主 幹								
			No.1中圧洗浄ポンプ	7.5							
			No.2中圧洗浄ポンプ	7.5							
	1 系 し 尿 圧 送 ポ ン プ 操 作 盤	L P   4 ( 1 )	動力主幹	150A							
			トランス1次電源	15A							
No.1し尿圧送ポンプ			75A								
VVVF制御電源			5A								
No.1し尿圧送ポンプ吐出			10A								
換気扇電源			10A								
L P   4 ( 2 )		No.2し尿圧送ポンプ	75A								
		No.2し尿圧送ポンプ吐出	10A								
計 量 室	ヒ ー テ ィ ン グ 盤	ブレーカー	50								
		ヒーティングH-1	20								
		ヒーティングH-2	20								
		降雪センサー									

※ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 年 月 し尿投入・プラント給水流量・生活給水流量

月	先月読み		先月読み		先月読み	
	し尿投入(圧送)量		(プラント給水流量)		(生活給水流量)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計						

業務名 \_\_\_\_\_

受託者名 \_\_\_\_\_

項目	指 示				受託者完了報告			検 査 報 告				
	所属長	業務主任	命令時間		業務名	勤務時間					責任者	時間数
			時	分		時	分	時	分			
日 ( )										検査年月日	年 月 日	所属長
										検査員・職		印
										立会人・職		印
										検査の結果		
日 ( )										検査年月日	年 月 日	所属長
										検査員・職		印
										立会人・職		印
										検査の結果		
日 ( )										検査年月日	年 月 日	所属長
										検査員・職		印
										立会人・職		印
										検査の結果		
日 ( )										検査年月日	年 月 日	所属長
										検査員・職		印
										立会人・職		印
										検査の結果		
日 ( )										検査年月日	年 月 日	所属長
										検査員・職		印
										立会人・職		印
										検査の結果		
合 計	業 務 名		単 価			総時間数			再計	金 額 (円)		備 考
									→			
									→			
総 計												

【様式 1】

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年 月 日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。  
記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、  
実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

.....

.....

.....

.....

.....

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業員を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

#### 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、■とチェックしてください。また、個人情報黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

持込可能な電子媒体及び機器.....

・管理区域の名称.....

入退室の認証方法.....

入退室記録の保存期間.....

施錠装置  警報装置  監視装置  その他 ( )

5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- 他のネットワークと接続していない。
- 従業者にアクセス権限を設定している。  
従業者の利用記録の保存期間 ( )
- 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。  
接続制御の方法 ( )
- 従業者の認証方法 ( )
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

(2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。  
当該記録の保存期間 ( )
- 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

(3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- 電子データの利用状況について記録している。
- 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。

上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

.....

.....

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

内部監査を実施している。

外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。  
また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

名称.....

認証年月日..... 最終更新年月日.....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所  
会社名  
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）  (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）  (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）  (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：  (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：  (6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）  (7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）  (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

### 【別添3】

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、  
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
- (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

## 【別添2】

### 個人情報取扱安全管理基準

#### 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

(1) 組織的安全管理措置

(2) 人的安全管理措置

(3) 物理的安全管理措置

(4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-3-1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

#### 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

#### 3 従業員の指定、教育及び監督

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。

(2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。

(3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。

(4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

#### 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

##### 【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

(2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

(3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

(4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

#### 5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、利用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザ ID、パスワード、磁気・IC カード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

## 6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

#### 7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

#### 8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

#### 9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

#### 10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

#### 11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001:2006）等の規格認証を受けていること。